【公開版】

日本原燃	然株式会社
資料番号	水供給 00-01 <u>R 2</u>
提出年月日	令和5年1月5日

設工認に係る補足説明資料

本文、添付書類、補足説明項目への展開(水供給) (再処理施設)

1. 概要

- 本資料は、再処理施設の技術基準に関する規則「第45条 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備」に関して、基本設計方針に記載する事項、添付書類に記載すべき事項、補足説明すべき事項について整理した結果を示すものである。
- 整理にあたっては、「共通 06:本文(基本設計方針、仕様表等)、添付書類(計算書、説明書)、添付図面で記載すべき事項」及び「共通 07:添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて実施した。

2. 本資料の構成

- 「共通 06:本文(基本設計方針、仕様表等)、添付書類(計算書、説明書)、 添付図面で記載すべき事項」及び「共通 07:添付書類等を踏まえた補足 説明すべき項目の明確化」を踏まえて本資料において整理結果を別紙と して示し、別紙を以下の通り構成する。
 - ▶ 別紙1:基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 事業変更許可 本文、添付書類の記載をもとに設定した基本設計 方針と発電炉の基本設計方針を比較し、記載程度の適正化等を図 る。
 - ▶ 別紙2:基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の 展開

基本設計方針の項目ごとに要求種別、対象設備、添付書類等への 展開事項の分類、第1回申請の対象、第2回以降の申請書ごとの 対象設備を展開する。

- 別紙3:基本設計方針の添付書類への展開 基本設計方針の項目に対して、展開事項の分類をもとに、添付書 類単位で記載すべき事項を展開する。
- > 別紙4:添付書類の発電炉との比較 添付書類の記載内容に対して項目単位でその記載程度を発電炉 と比較し、記載すべき事項の抜けや論点として扱うべき差がない かを確認する。なお、規則の名称、添付書類の名称など差がある ことが明らかな項目は比較対象としない。(概要などは比較対象 外)
- ▶ 別紙5:補足説明すべき項目の抽出 基本設計方針を起点として、添付書類での記載事項に対して補足 が必要な事項を展開する。発電炉の補足説明資料の実績との比較 を行い、添付書類等から展開した補足説明資料の項目に追加すべ きものを抽出する。
- ▶ 別紙6:変更前記載事項の既設工認等との紐づけ 基本設計方針の変更前の記載事項に対し、既認可等との紐づけを 示す。

別紙

水供給00-01 【本文、添付書類、補足説明項目への展開(水供給)】

	別紙			備考
資料No.	名称	提出日	Rev	VH つ
別紙1	基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較	<u>1/5</u>	<u>2</u>	
別紙2	基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開	<u>1/5</u>	<u>2</u>	
別紙3	基本設計方針の添付書類への展開	1/5	<u>0</u>	
別紙4	添付書類の発電炉との比較	1/5	<u>0</u>	
別紙5	補足説明すべき項目の抽出	1/5	<u>0</u>	
別紙6	変更前記載事項の既設工認等との紐づけ	1/5	<u>0</u>	

別紙1

基本設計方針の許可整合性、 発電炉との比較

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十五条(重大事故等への対処に必要となる水の供給設備) (1 / 16)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認	基本設計方針	備考
			1.9 再処理施設に関する「再処理施設の			
			位置、構造及び設備の基準に関する規			
			則」への適合性			
			1.9.41 重大事故等への対処に必要とな			
			る水の供給設備			
			(重大事故等への対処に必要となる水の			
【凡例】 -			供給設備)			
/	に割井より東西(カ粉ウで知ざけ))	第四十一条 設計基準事故への対処に必			
	に記載する事項(丸数字で紐づけ)		要な水源とは別に、重大事故等への対処			
~~~~~	と許可の記載の内容変更部分		に必要となる十分な量の水を有する水源			
	本設計方針に記載しない事項 *歴に記述される記載となる記載と	The box Att and	を確保することに加えて、再処理施設に			
	電炉設工認と基本設計方針の記載内容が	一致する箇所	は、設計基準事故に対処するための設備			
	異の理由: 許可からの変更点等	)	及び重大事故等対処設備に対して重大事			
			故等への対処に必要となる十分な量の水			
			を供給するために必要な設備を設けなけ			
			ればならない。			
			(解釈)			
			1 第41条に規定する「設計基準事故			
			に対処するための設備及び重大事故等			
			対処設備に対して重大事故等への対処			
			に必要となる十分な量の水を供給する			
			ために必要な設備」とは、以下に掲げ			
			る措置又はこれらと同等以上の効果を			
			有する措置を講じた設備をいう。			
			一 想定される重大事故等の収束まで			
			の間、十分な量の水を供給できるこ			
			と。			
			二 複数の代替水源(貯水槽、ダム、			
			貯水池、海等)が確保されているこ			
			と。			
			三 各水源からの移送ルートが確保さ			
			れていること。			
			四 代替水源からの移送ホース及びポ			
			ンプを準備すること。			
			適合のための設計方針			
			重大事故等への対処に必要となる十分			
			な量の水を有する水源を確保することに			
			加えて、十分な量の水を供給できる重大			
			事故等対処設備を設ける設計とする。			
			水①			
			代替水源は、複数を確保する。水心			
			代替水源から水の供給ができる移送ホ			
			ース及びポンプを配備し、代替水源から			
			の水の移送ルートを確保する。水小			
			L CHEVIL ) OO II O			

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十五条 (重大事故等への対処に必要となる水の供給設備) (2 / 16)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
4×114 CE 1-79EX14	M-40 1 HH - 73.1.197 H 1/3.5.1	4 70 00 70 HT 4 1 HT E 1170	2.3 建物及び構築物	70.0// PV→N0. (73.1.BVH1/4.5)	NIM 2
			(0.5)		
			① (P5) ~		
			2.3.29 第1保管庫・貯水所		
			第1保管庫・貯水所は,その他再処理 設備の附属施設の給水施設の第1貯水槽		
			を設置する。また、保管エリアを有す		
			る。水◆		
			第1保管庫・貯水所は,MOX燃料加		
			<u>工施設と共用する。</u> 水③-1		
			第1保管庫・貯水所の主要構造は、鉄		
			筋コンクリート造で、地上2階(地上高		
			さ約 16m, 地下に第1貯水槽を収納す		
			る), 平面が約 52m (南北方向) ×約		
			113m(東西方向)の建物であり,堅固 な基礎版上に設置する。水②		
			第1保管庫・貯水所機器配置図を第		
			2.3-140 図~第 2.3-143 図に示す。		
			水④		
			(25)		
			②(P5) ~		
			2.3.30 第2保管庫・貯水所		
			第2保管庫・貯水所は,その他再処理 設備の附属施設の給水施設の第2貯水槽		
			を設置する。また、保管エリアを有す		
			る。水①		
			第2保管庫・貯水所は,MOX燃料加		
			工施設と共用する。水③-4		
			第2保管庫・貯水所の主要構造は、鉄		
			筋コンクリート造で、地上2階(地上高		
			さ約 16m, 地下に第2貯水槽を収納す		
			る), 平面が約 52m (南北方向) ×約 113m (東西方向) の建物であり, 堅固		
			な基礎版上に設置する。水②		
			第2保管庫・貯水所機器配置図を第		
			2.3-144 図~第 2.3-147 図に示す。		
			水④		
L					

#### 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十五条(重大事故等への対処に必要となる水の供給設備) (3 / 16)

#### 事業変更許可申請書 添付書類六 発電炉設工認 基本設計方針 備考 技術基準規則 設工認申請書 基本設計方針 事業変更許可申請書 本文 (重大事故等への対処に必要 | 第2章 個別項目 ロ. 再処理施設の一般構造 となる水の供給設備) 7. その他再処理設備の附属施設 (7) その他の主要な構造 9.4 給水処理設備 第四十五条 7.3 その他の主要な事項 (ii) 重大事故等対処施設(再処理施 9.4.2 重大事故等対処設備 再処理施設には、設計基準事 設への人の不法な侵入等の防止、安全避 故への対処に必要な水源とは 7.3.8 水供給設備 難通路等,制御室,監視測定設備,緊急 別に、重大事故等への対処に 水供給設備の設計に係る共通的な設計 | 時対策所及び通信連絡を行うために必要 必要となる十分な量の水を有 方針については、第 1 章 共通項目の な設備は(i)安全機能を有する施設に記 する水源を確保することに加 「2. 地盤」, 「3. 自然現象等」, 「4. えて、設計基準事故に対処す 閉じ込めの機能」、「5. 火災等による るための設備及び重大事故等 | 損傷の防止」, 「6. 再処理施設内にお 対処設備に対して重大事故等 ける溢水による損傷の防止」,「7.再 への対処に必要となる十分な 処理施設内における化学薬品の漏えいに 5.8 水源, 代替水源供給設備 量の水を供給するために必要 よる損傷の防止」及び「9. 設備に対す 5.8.1 重大事故等の収束に必要となる水 な設備が設けられていなけれ る要求」に基づくものとする。 (i) 重大事故等への対処に必要となる 9.4.2.1 水供給設備 ばならない。水① 水の供給設備 9.4.2.1.1 概要 (1) 系統構成 設計基準事故への対処に必要な水源と 重大事故等への対処に必要となる十分 水供給設備は、重大事故等への対処に 設計基準事故の収束に必要な水源とは な量の水を有する水源を確保することに は別に、重大事故等への対処に必要とな 必要となる十分な量の水を有する水源を 別に、重大事故等の収束に必要となる十 る十分な量の水を有する水源を確保する 加えて、十分な量の水を供給できる重大 確保することに加えて、十分な量の水を 分な量の水を有する水源を確保すること ことに加えて, 重大事故等対処設備に対 事故等対処設備を設置及び保管する。 供給できる重大事故等対処設備を設置及 に加えて、。設計基準事故対処設備及び<mark>重</mark> して重大事故等への対処に必要となる十 水①-1 び保管する。水① 大事故等対処設備に対して重大事故等の 分な量の水を供給できる重大事故等対処 重大事故等への対処に必要となる水の供 収束に必要となる十分な水の量を供給す 設備として、水供給設備を設ける設計と 給設備は,水供給設備で構成する。 るために必要な重大事故等対処設備とし 【許可からの変更点】 <mark>する。</mark>水①-1 7k(1)-1て、 伏替淡水貯槽、 西側淡水貯水設備、 技術基準規則に合わせて サプレッション・チェンバ及びほう酸水 記載を適正化した。 貯蔵タンクを重大事故等の収束に必要と リ. その他再処理設備の附属施設の構造 【許可からの変更点】 なる水源として設ける設計とする。 及び設備 設工認において設計とし (2) 給水施設及び蒸気供給施設の構造 て明確化するため記載を 及び設備 (当社の記載) 適正化した。 (i) 給水施設 <不一致の理由> (以下同じ) ③(P13)から (a) 構造 再処理施設の水供給設備は,設計基 (口) 重大事故等対処設備 9.4.2.1.4 系統構成及び主要設備 準事故に対処するための設備に水を 1) 水供給設備 (1) 系統構成 供給するための水源として使用しな 【「等」の解説】 、重大事故等が発生し、前処理建屋、分 重大事故等が発生し、前処理建屋、分 いため該当する記載がない。 重大事故等が発生し,前処理建屋,分 「燃料貯蔵プール等」と 離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウ 離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウ 離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウ は燃料仮置きピット,燃 ム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス ム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス ム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス 料貯蔵プール及び燃料送 固化建屋に係る蒸発乾固への対処、燃料 固化建屋に係る蒸発乾固への対処、燃料 固化建屋に係る蒸発乾固への対処,燃料 出しピットであり、42条 貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能の 貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能の 貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能の 「1. 使用済燃料の受入れ 喪失若しくは燃料貯蔵プール等からの小 喪失若しくは燃料貯蔵プール等からの小 喪失若しくは燃料貯蔵プール等からの小 施設及び貯蔵施設」で示 規模な水の漏えいその他の要因により燃 規模な水の漏えいその他の要因により燃 規模な水の漏えいその他の要因により燃 すため, 許可の記載のと 料貯蔵プール等の水位が低下した場合の 料貯蔵プール等の水位が低下した場合の 料貯蔵プール等の水位が低下した場合の おりとした。 対処、燃料貯蔵プール等からの大量の水 対処、燃料貯蔵プール等からの大量の水 対処、燃料貯蔵プール等からの大量の水 (以下同じ) の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プ の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プ の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プ <mark>ール等の水位が異常に低下した場合の燃</mark> ール等の水位が異常に低下した場合の燃 ール等の水位が異常に低下した場合の燃 【「等」の解説】 料貯蔵プール等への水のスプレイ、大気 料貯蔵プール等への水のスプレイ、大気 料貯蔵プール等への水のスプレイ,大気 「工場等」については事業 中への放射性物質の放出を抑制するため 中への放射性物質の放出を抑制するため 中への放射性物質の放出を抑制するため 指定基準規則に基づく用語 の対処, 工場等外への放射線の放出を抑 の対処、工場等外への放射線の放出を抑 として許可の記載のとおり の対処, 工場等外への放射線の放出を抑 制するための対処及び再処理施設の各建 制するための対処及び再処理施設の各建 制するための対処及び再処理施設の各建 とした。 物周辺における航空機衝突による航空機 物周辺における航空機衝突による航空機 物周辺における航空機衝突による航空機 燃料火災、化学火災へ対応するための対 燃料火災、化学火災へ対応するための対

処並びに重大事故等への対処を継続する

ために水を補給する対処が発生した場合

処並びに重大事故等への対処を継続する

ために水を補給する対処が発生した場合

燃料火災、化学火災へ対応するための対

処並びに重大事故等への対処を継続する

ために水を補給する対処が発生した場合

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十五条 (重大事故等への対処に必要となる水の供給設備) (4 / 16)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	 備考
<b>汉</b> 阳至于/加入	において、対処に必要となる水源を確保	において、対処に必要となる水源を確保	において、対処に必要となる水源を確保	九毛》以工师 空作队们为到	ии 3
	するために水供給設備を設ける設計とす	するために水供給設備を使用する。	するために水供給設備を使用する。		
	<u>る。</u> 水①−2	水①-2	水◆		
(当社の記載)					
<不一致の理由>		水供給設備は、第1貯水槽、第2貯水			
再処理施設の事業変更許	槽,大型移送ポンプ車,可搬型建屋外ホ				
可申請書の記載に合わせ	ース、ホース展張車及び運搬車で構成				
て設備構成を記載してい	し、重大事故等への対処に必要となる十	<u>る。</u> 水①-3			
る。	分な量の水を供給できる設計とする。				
	水①-3,4		④ (P13) から		
		   重大事故等への対処に必要な水を供給	重大事故等への対処に必要な水を供給		
【許可からの変更点】	するための対処として、水供給設備の		■ <u> 国人争成寺への対処に必要な小を供和</u> するための対処では、水供給設備の第1		
記載の適正化。	他、計測制御設備の可搬型貯水槽水位計		<u>するための対処しは、水供品設備の第1</u>       貯水槽、第2貯水槽、大型移送ポンプ		
(以下同じ)	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	車、可搬型建屋外ホース、ホース展張車	車、可搬型建屋外ホース、ホース展張車		
	貯槽及び軽油用タンクローリを使用する		及び運搬車【水①-4】,補機駆動用燃料		
	設計とする。なお、計測制御設備につい		補給設備の軽油貯槽及び軽油用タンクロ		
【「等」の解説】	ては第2章 個別項目の「4.1 計測制		一リ並びに計装設備の一部である可搬型		
「可搬型貯水槽水位計	御設備」に、補機駆動用燃料補給設備に	使用する。	貯水槽水位計(ロープ式),可搬型貯水		
等」が指す内容は,可搬	ついては第2章 個別項目の「7.1.1		槽水位計 (電波式) 及び可搬型第1貯水		
型貯水槽水位計(ロープ	電気設備」の「7.1.1.11 補機駆動用燃	⑤ (P6) から	槽給水流量計【水①-5】を使用する。		
式),可搬型貯水槽水位	料補給設備」に示す。水①-5,6,7,8,9	補機駆動用燃料補給設備については			
計(電波式)及び可搬型		「 <u>リ. (4) (vii) 補機駆動用燃料補</u>			
第1貯水槽給水流量計であ		給設備」に、計装設備については「へ			
り添付書類で示す。		(3)(ii)(a) 計装設備 <u>」に示す。</u>			
		水①-6			
	水酒からの水の移送ルート及び移送の	   また、水源からの水の移送ルート及び			
	ために用いる設備については、第2章	***************************************			
【許可からの変更点】	個別項目の「7.2.2 冷却水設備」の				
設工認の章構成に合わせ	「7.2.2.3 代替安全冷却水系」,	安全冷却水系」、「ハ. (2) (ii)			
て引用先を適正化。	「1.2.1 使用済燃料貯蔵設備」の	(a) 代替注水設備」,「ハ. (2)			
(以下同じ)		(ii) (b) スプレイ設備」,「リ.			
	「1.2.1.7 スプレイ設備」並びに				
	「7.3.7 放出抑制設備」の「7.3.7.1				
	放水設備」及び「7.3.7.2 注水設備」	<u>に示す。</u> 水⑧, ⑨, ⑩, ⑪, ⑫			
	に示す。水⑧, ⑨, ⑩, ⑪, ⑫				
		補機駆動用燃料補給設備の一部である 軽油貯槽【水①-7】及び計装設備の一部			
		を常設重大事故等対処設備として設置す	⑥(P14)から		
		(名)	補機駆動用燃料補給設備の一部である		
		補機駆動用燃料補給設備の一部である			
		軽油用タンクローリ【水①-8】及び計装			
		設備の一部【水①-9】を可搬型重大事故			
		等対処設備として配備する。	式)及び可搬型第1貯水槽給水流量計		
		@ (pg) 2, 8	【水①-9】を可搬型重大事故等対処設備		
		⑦(P6)から	として配備する。		
【許可からの変更点】	重大事故等への対処に必要となる水源	······································	重大事故等への対処に必要となる水源		
申請対象設備に合わせて		必要となる水源を確保できる設計とす	を確保するため、水供給設備には第1貯		
設備の記載を追加。	水槽及び第2貯水槽を設置する設計とす	②。 水①-10	<u>水槽を設置する。</u> 水①−10		
	<mark>ゑ。</mark> 水①-10				

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十五条 (重大事故等への対処に必要となる水の供給設備) (5 / 16)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書	添付書類六	発電炉設工認	基本設計方針	備考
技術基準規則  (当社の記載)  (不一致の理由> 再典論とのの理事業変更許可申請書のでは、第1保管庫・貯水所の建屋構造を記載している。  【許可からの変更点】 主語のでは、(以下同じ)  【計画を表現のでは、(以下同じ)  【は様様にでいるのでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	本供給設備の一部である第1貯水槽は、第1保管庫・貯水所の地下に設置する設計とする。水①-11 第1保管庫・貯水所の主要構造は、地上2階の建物とする設計とする。水①-12 また、第1保管庫・貯水所は、1階に保管エリアを有する設計とする。水①-13 第1保管庫・貯水所は、1階に保管エリアを有する設計とする。水①-13 第1保管庫・貯水所は、再処理施設及びMOX燃料加工施設と共用する第1保管庫・貯水所は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し、第1貯水構を設置できる十分な否はとする。水③-2 また、第1保管庫・貯水所の保管エリアは、再処理施設及びMOX燃料加工施設できる十分な否量を有する設計とする。水③-2 また、第1保管庫・貯水所の保管エリアは、再処理施設及びMOX燃料加工施設できる容量を有する設計とする。水③-3 水供給設備の一部である第2貯水槽は、第2保管庫・貯水所の地下に設置する設計とする。水①-14 第2保管庫・貯水所の主要構造は、地上2階の建物とする設計とする。水①-15 また、第2保管庫・貯水所は、1階に保管エリアを有する設計とする。水①-16 第2保管庫・貯水所は、MOX燃料加工施設と共用する。水③-4 MOX燃料加工施設と共用する第2保管庫・貯水所は、MOX燃料加工施設と共用する。水③-4 MOX燃料加工施設と共用する。水③-16 第2保管庫・貯水所は、MOX燃料加工施設と共用する。水③-16 第2保管庫・貯水所は、MOX燃料加工施設と共用する。水③-4 MOX燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し、第2貯水水間は設置できる土分な容量を有する設計とすることで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。水③-5	第1保管庫・貯水所は、地下に水供給設備の一部である第1貯水槽を設置する。水①-11 また、1階に第1保管庫・貯水所は、保管エリアを有する。水①-13 第1保管庫・貯水所の主要構造は、鉄筋コンクリート造で、【水②】地上2 階。建築面積約5,900m2 【水②】の建物である。水①-12 「大②」を明確にするため、基本設計方針に記載した。(以下同じ)「大公」では、以下同じ)「大公」である。水①-14また、1階に第2保管庫・貯水所は、保管エリアを有する。水①-16第2保管庫・貯水所の主要構造は、鉄筋コンクリート造で、【水②】地上2階、建築面積約5,900m2 「水②」の建物である。水①-15	2.3.29 第1保管庫・貯力 第1保管庫・貯力 第1保管庫・貯水水施語 を設備である。本の 第1保管庫・貯水所は、水の 第1保管庫・貯水所は、本の 第1保管庫・貯水所の 第1保管庫・貯水で、第1保管庫・貯水で、第13m(東西 下で、第13m(東西 下で、第13m(東西 下で、第13m(東西 下で、第13m(東西 下で、第143m(東京) 第2保管庫・貯水 「大阪」 「大阪」 「大阪」 「大阪」 「大阪」 「大阪」 「大阪」 「大阪」	① (P2) か (P2)		基本設計方針	備考
	また、第2保管庫・貯水所の保管エリア は、再処理施設及びMOX燃料加工施設						

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十五条 (重大事故等への対処に必要となる水の供給設備) (6 / 16)

	30.737.634.44. ++ 1.30.31.4.61			7V 75 10-211 - 727 - 77 1-211-21 - 24	/++ <del> </del>
技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
(当社の記載) <不一致の理由> 再処理施設の事業変更許可 申請書の記載に合わせて, 第1保管庫・貯水所及び第	の必要な重大事故等対処設備が十分保管できる容量を有する設計とすることで、 共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。水③-6	the all the least to solve a la the least			
2保管庫・貯水所の建屋構造を記載している。		第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・ 貯水所の機器配置概要図を第186図〜第 193図に示す。 水① ⑤(P4)へ			
		補機駆動用燃料補給設備については 「リ. (4) (vii) 補機駆動用燃料補   給設備」に、計装設備については「へ. (3)(ii)(a) 計装設備」に示す。   水①-6	(発電炉の記載) <不一致の理由> 再処理施設は第1貯水槽を重大事故 等への対処する水源とし、敷地外水		
		⑦(P4)へ 水供給設備は、重大事故等への対処に 必要となる水源を確保できる設計とす る。水①-10	源から第1貯水槽へ水を補給する設計であるため該当する記載がない。		
	<b>毛上市北</b> 桥。 <b>小</b> 基棚 <b>大</b> 柳 <b>休</b> 1 <b>一 一 二 2 </b>	于上声松然,心丛切必似体之之工也入	また、重大事故等への対処を継続するために第2貯水槽及び敷地外の水源から大型移送ポンプ車を使用し、第1貯水槽へ水を補給する。水① ⑧(P14)から	淡水タンク (多目的タンク,原水タンク, ろ過水貯蔵タンク及び純水貯蔵タンク及び純水貯蔵タンク) を設ける設計とする。	
	重大事故等への対処を継続して行うために、重大事故等へ対処する水源である第1貯水槽へ水を補給するため、第2貯水槽の水を大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースを経由して、第1貯水槽へ補給できる設計とする。水①-17	重大事故等への対処が継続する場合, 水供給設備の第2貯水槽から第1貯水槽 へ大型移送ポンプ車で水を補給できる設 計とする。水①-17	重大事故等への対処を継続して行うために、重大事故等へ対処する水源である第1貯水槽へ水を補給するため、第2貯水槽の水を大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースを経由して、第1貯水槽へ補給できる設計とする。水①-17	代替淡水貯槽を水源として重大事故等の対応を実施する際には、西側淡水貯水設備を代替淡水源とし、西側淡水貯水設備を水源として重大事故等の対応を実施する際には、代替淡水貯槽を代替淡水源とする。また、淡水が枯渇した場合に、海を水源として利用できる設計とする。	
	第1貯水槽へ水を補給するため、 <u>敷地外</u> 水源から水を大型移送ポンプ車及び可搬	水供給設備は、敷地外の水源から第1 貯水槽へ大型移送ポンプ車で水を補給で きる設計とする。水①-18		代替淡水貯槽は、想定される重大事故 等時において、原子炉圧力容器への注水 に使用する設計基準事故対処設備が機能 喪失した場合の代替手段である低圧代替	
	型建屋外ホースを経由して,第1貯水槽へ補給できる設計とする。水①-18		搬型建屋外ホースを経由して,第1貯水槽へ補給できる設計とする。水①-18 なお,第2貯水槽を水源とした場合でも対処が可能である。水⑥	注水系(常設)及び低圧代替注水系(可 搬型)の水源として使用できる設計とす る。 西側淡水貯水設備は、想定される重大 事故等時において、原子炉圧力容器への 注水に使用する設計基準事故対処設備が	
				機能喪失した場合の代替手段である低圧 代替注水系 (可搬型) の水源として使用 できる設計とする。 サプレッション・チェンバ (容量 3,400 m ³ , 個数 1) は, 想定される重	
				大事故等時において,原子炉圧力容器へ の注水に使用する設計基準事故対処設備 が機能喪失した場合の代替手段である高	

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十五条 (重大事故等への対処に必要となる水の供給設備) (7 / 16)

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十五条 (重大事故等への対処に必要となる水の供給設備) (8 / 16)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
(当社の記載) <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に 事業指定基準規則の 33 条 重大事故等対処設備の設計 方針を各 SA 設備条文に展 開して記載しているため。	水供給設備は、MOX燃料加工施設と 共用する。水③-7、④-1  MOX燃料加工施設と共用する水供給 設備は、再処理施設及びMOX燃料加工 施設における重大事故等対処に同時に対 処することを考慮し、十分な数量及び容 量を確保することで、共用によって重大 事故等時の対処に影響を及ぼさない設計 とする。水③-8、④-2	水供給設備は、MOX燃料加工施設と 共用する。水③-7,④-1 水供給設備は、再処理施設及びMOX 燃料加工施設における重大事故等対処に 同時に対処すること考慮し、十分な数量 及び容量を確保することで、共用によっ て重大事故等時の対処に影響を及ぼさな	(発電炉の記載) <不一致の理由> 発電炉では、(設計基準事故対処設備に対して多様性を有していることを)設置許可記載のとおり記載しているが、再処理では、当該条文記載は不要として事業変更許可申請書に記載していないことから基本設計方針においても記載しない。  水供給設備は、MOX燃料加工施設と共用する。 水◆	海水を代替淡水貯槽へ供給できる設計とする。  重大事故等の収束に必要な水源である西側淡水貯水設備へ淡水を供給するための重大事故等対処設備として、頭である代替淡水貯槽、淡水タンク(多目的タンク、原水タンク)の淡水を西側淡水貯蔵タンク)の淡水を西側淡水貯蔵タンク)の淡水を西側淡水貯蔵をする。  また、淡水がは、一貫が水を大力を、変に必要な水源であるのの重大事故等が必要な水源であるのの重大事故等が必要が、できるるのでは、変に必要な水源であるのの重大水貯水設備へを、変に必要な水源であるのの重大水貯水設備できる設備として、可搬型代替注水上型ポンプは、海水を西側淡水貯水設備へとして、可搬型代替注水上できる設計とする。  「一貫が水野水設備へ供給できる設計とする。」  「「大型ポンプは、変に必要な水源であるのの重大事故等が必要が、変に必要な水源であるのの重大事故等が必要が、変に必要な水源であるのの重大事故等が必要が、変に必要な水源できる。」  「中臓型代替注水・中型ポンプ及び可が、変にできる設計とする。」  「中臓型代替注水・中型ポンプ及び可が、変にないできる設計とする。」  「中臓型代替注水・中型ポンプ及び可が、変にないできる設計とする。」  「中臓型代替注水・中型ポンプ及び可が、変にないできる設計とする。」  「中臓型代替注水・中型ポンプを、変にないできる設計とする。」  「中臓型代替注水・中型ポンプを、変にないできる設計を表して、変にないできる設計を表して、変にないできる。」  「中臓型では、変にないできる、変にないできる、変にないできる。」  「中臓型では、変にないできる、変にないできる、変にないできる、変にないできる。」  「中臓型では、変にないできる、変にないできる、変にないできる。」  「中臓型では、変にないできる、変にないできる、変にないできる。」  「中臓型では、変にないできる、変にないできる。」  「中臓型では、変にないできる、変にないできる。」  「中臓型では、変にないできる、変にないできる。」  「中臓型では、変にないできる、変にないできる、変にないできる。」  「中臓型では、変にないできる、変にないできる、変にないできる、変にないできる。」  「中臓型では、変にないできる、変にないできる、変にないできる。」  「中臓型では、変にないできる、変にないできる、変にないできる、変にないできる。」  「中臓型では、変にないできる、変にないできる、変にないできないできる。」  「中臓型では、変にないできないできないできないできないできないできないできないできないできないでき	WIII 3
	槽は、共通要因によって給水処理設備の 純水貯槽と同時にその機能が損なわれる おそれがないように、第1保管庫・貯水 所及び第2保管庫・貯水所に設置するこ	及び第2保管庫・貯水所に設置することにより、給水処理設備の純水貯槽と位置的分散を図る設計とする。水②-1また、水供給設備の第1貯水槽及び第	9.4.2.1.2 設計方針 (1) 多様性,位置的分散 基本方針については,「1.7.18 (1) a. 多様性,位置的分散」に示す。 水① a. 常設重大事故等対処設備 水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は,給水処理設備の純水貯槽と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう,第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に設置することにより,給水処理設備の純水貯槽と位置的分散を図る設計とする。 また,水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は,互いに位置的分散を図る設計とする。 計とする。水①		

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十五条 (重大事故等への対処に必要となる水の供給設備) (9 / 16)

本供給設備の大型移送ボンブ車及び可 搬型建屋外ホースは、共通要因によって 同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を使用済燃料受入 いように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を使用済燃料受入 いように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を使用済燃料受入 いとうに、故障時のバックアップを含めて必要な数量を使用済燃料受入 で必要な数量を使用済燃料受入力、貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、分離建屋、 市処理建屋、分離建屋、分離建屋、分離建屋、分離建屋、分離建屋、 特製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱 確屋、前処理建屋、分離な屋 大門蔵建屋、前処理建屋、分離な屋 大門蔵建屋、がいたに外庭液ガラス固化建屋 大門ででででででででででででででです。 ででででででででででででででででででででで	<mark>)ホー</mark> ド可搬
機型建屋外ホースは、共通要因によって 同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を使用済燃料受入、ル・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、前処理建屋、分離建屋、前処理建屋、分離建屋、前処理建屋、分離建屋、前処理建屋、分離建屋、前処理建屋、分離建屋、前処理建屋、分離建屋、前処理建屋、分離建屋、前処理建屋、分離建屋、前処理建屋、分離建屋、前処理建屋、内部建屋、前処理建屋、内部建屋、前処理建屋、内部建屋、前処理建屋、内部建屋、前処理建屋、内部建屋、前処理建屋、内部建屋、前処理建屋、内部建屋、前処理建屋、内部を含めて必要な数量を使用済燃料受入、ル・貯蔵建屋、前処理建屋、内部建屋、前処理建屋、内部建屋、前処理建屋、内部建屋、前処理建屋、内部を含めて必要な数量を使用済燃料受入、ル・貯蔵建屋、前処理建屋、内部を含めて必要な数量を使用済燃料受入、ル・貯蔵建屋、前処理建屋、内部建屋、前処理建屋、内部を含めて必要な数量を使用済燃料受入、ル・貯蔵建屋、前処理建屋、内部を含めて必要な数量を使用済燃料受入、ル・貯蔵建屋、前処理建屋、内部を含めて必要な数量を使用済燃料で、カートを確保するとともに、可搬型で、ファートを確保するとともに、可搬型で、ファートを確保するとともに、可搬型で、ファートを確保するとともに、可搬型で、ファートを確保するとともに、可搬型で、ファートを確保するとともに、可搬型で、ファートを確保するとともに、可搬型で、ファートを確保するとともに、可搬型で、ファートを確保するとともに、可搬型で、ファートを確保するとともに、可搬型で、ファートを確保するとともに、可搬型で、ファートを確保するとともに、可搬型で、ファートを確保するとともに、可搬型で、ファートを確保するとともに、可搬型で、ファートを確保するとともに、可搬型で、ファートを確保するとともに、可搬型で、ファートを確保するとともに、可搬型で、ファートを確保する、ファートを確保するとともに、可搬型で、ファートを確保する、ファートを確保するとともに、可搬型で、ファートを確保する、ファートを確保する。 ファートを確保する、ファートを確保する、ファートを確保する、ファートを確保する、ファートを確保する、ファートを確保する。 ファートを確保する。 ファートを確保は、ファートを確保する。 ファートを確保する ファートを確保する ファートを確保は、ファートを確保する。 ファートを確保は、ファートを確保は、ファートを確保は、ファートを確保は、ファートを確保は、ファートを確保は、ファートを確保は、ファートを確保は、ファートを確保は、ファートを確保は、ファートを確保は、ファートを確保は、ファートを確保は、ファートを確保は、ファートを確保は、ファートを確保は、ファートを確保は、ファートを確保は、ファートを確保は、ファートを確保は、ファートを確保は、ファートを確保は、ファートを確保は、ファートを確保は、ファートを確保は、ファートを確保は、ファートを確保は、ファートを確保は、ファートを確保は、ファートを確保は、ファートを確保は、ファートを確保は、ファートを確保は、ファートを確保は、ファートを確保は、ファートを確保は、ファートを確保は、ファートを確保は、ファートを確保は、ファートを確保は、ファートをでは、ファートを確保は、ファートをでは、ファートをでは、ファートをでは、ファートをでは、ファートをでは、ファートをでは、ファートをでは、ファートをでは、ファートをでは、ファートをでは、ファートをでは、ファートをでは、ファートをでは、ファートをでは、ファートをでは、ファートをでは、ファートをでは、ファートをでは、ファートをでは、ファートをでは、ファートをでは、ファートをでは、ファートをでは、ファートをでは、ファートをでは、ファートをでは、ファートをでは、ファートをでは、ファートをでは、ファートをでは、ファートをでは、ファートをでは、ファートをでは、ファートをでは、ファートをでは、ファートをでは、ファートをでは、ファートをでは、ファートをでは、ファートをでは、ファートをでは、ファートをでは、ファートをでは、ファートをでは、ファートをでは、ファートをでは、ファートをでは、ファートをでは、ファートをでは、ファートをでは、ファートをでは、ファートをでは、ファートをでは、ファートをでは、ファートをでは、ファートをでは、ファートをでは、ファートをでは、ファートをでは、ファートをでは、ファートをでは、ファートをでは、ファートをでは、ファートをでは、ファートをでは、ファートをでは、ファートをでは、ファートをでは、ファートをでは、ファートをでは、ファートをでは、ファートをでは、ファートをでは、ファートをでは、ファートをでは、ファートをでは、ファートをでは、ファートをでは、ファートをでは、ファー	<mark>)ホー</mark> ド可搬
□時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、有製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱 は屋、前処理建屋、分離建屋、有製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱 は屋、前処理建屋、分離建屋、 は製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱 は は で は は は は は は は は は は は は は は は は	<mark>ド可搬</mark>
いように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を使用済燃料受入れ・貯蔵   大きな数量を使用済燃料受入れ・貯蔵   大きな数量を使用済燃料受入れ・貯蔵   大きな数量を使用済燃料受入れ・貯蔵   大きな要な数量を使用済燃料受入れ・貯蔵   大きなの内容を明確に   大きない。   大きない	
「このでは、	複数         
【許可からの変更点】  「会屋,前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋」がら 100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管するとするため、36 条重大事故 おおままままままままままままままままままままままままままままままままままま	
【許可からの変更点】    対していた。	
設計方針の内容を明確に するため、36 条重大事故 等対処設備の基本設計方 計に記載する位置的分散を図る設計とする。水②-3 上に記載する位置的分散を図る設計とする。水②-3 上に記載する位置的分散を図る設計とする。水②-3 上に記載する位置的分散を図る設計とする。水②-3 上に記載する位置的分散を図る設計とする。水②-3 上に記載する位置的分散を図る設計とする。水②-3 上に記載する位置的分散を図るで位置的分散を図る。水②-3 上に記載する位置的分散を図るで位置的分散を図るでは、「1.7.18 (1)	
するため、36 条重大事故 等対処設備の基本設計方 計に記載する位置的分散を図る設計とする。水②−3 ご係る内容を追記した。	
等対処設備の基本設計方 計に記載する位置的分散で位置的分散を図る設計とする。水②-3 に係る内容を追記した。	
けに記載する位置的分散 で位置的分散を図る <u>設計とする。</u> 水②-3 で係る内容を追記した。	
C係る内容を追記した。       (2) 悪影響防止         基本方針については, 「1.7.18 (1)	
基本方針については、「1.7.18 (1)	
b. 悪影響防止」に示す。水 <b>◇</b>	
(当社の記載) a. 常設重大事故等対処設備	
< 不一致の理由>	
<u>当社は,事業変更許可時に</u>	
事業指定基準規則の 33 条 可能とすることにより、他の設備に悪影 可能なことにより、他の設備に悪影響を 可能なことにより、他の設備に悪影響を	
<mark>重大事故等対処設備の設計</mark> 響を及ぼさない設計とする。水③-9 及ぼさない設計とする。水③-9 及ぼさない設計とする。水◆	
方針を各 SA 設備条文に展	
<mark>開して記載しているため。 </mark> b. 可搬型重大事故等対処設備	
水供給設備の大型移送ポンプ車は、回	
転体が飛散することを防ぐことで他の設 転体が飛散することを防ぐことで他の設	
備に悪影響を及ぼさない設計とする。	
水③-10	
屋外に保管する水供給設備の大型移送 屋外に保管する水供給設備の大型移送 屋外に保管する水供給設備の大型移送	
【「等」の解説】 巻により飛来物とならないよう必要に応 <u>巻により飛来物とならないよう必要に応</u> 巻により飛来物とならないよう必要に応 ●	
<mark>「固縛等」が指す具体的 │</mark> │ じて固縛等の措置をとることで他の設備 │ <u>じて固縛等の措置をとることで他の設備</u> │ じて固縛等の措置をとることで他の設備 │	
<mark>な内容は設備によって異 </mark> │ に悪影響を及ぼさない設計とする。 <u>に悪影響を及ぼさない設計とする。</u> <mark>に悪影響を及ぼさない設計とする。</mark>	
<mark>より,添付書類において </mark>	
月確化するため,許可の	
記載のとおりとした。 (3) 個数及び容量	
(以下同じ) 基本方針については、「1.7.18 (2)	
個数及び容量」に示す。水◆	
<b>党凯丢上</b> 重投放 特加 凯 供	
【計りからの変更点】 MOV機料加工拡張を出せます。とは、MOV機料加工拡設と出出する水供給 MOV機料加工拡張しませます。とは外	
上依衣対象設備の具体的 設備の第1貯水槽は、重大事故等への対 設備の第1貯水槽は、重大事故等への対 設備の第1貯水槽は、重大事故等への対	
よ <u>しは、「個数,谷里」は、 </u>    如に以亜したスポな供給できる公量とし、  何に以亜したスポな供給できる公量とし、  何に以亜したスポな供給できる空間しし	
上稼み(ことかり/この), 葢     ナス記卦とナス 水②-12 (0-2	
本設計方針に記載しな m ³ 、第1貯水槽B約 10,000m ³ )を有 m ³ 第1 貯水槽B約 10,000m ³ )を有	
する設計とし、1基 「する設計とし、1基 「する設計とし、1基を有する設計とす」	
<u>計とする。</u> 水③−12, ④−3	
MOX燃料加工施設と共用する水供給 MOX燃料加工施設と共用する水供給 MOX燃料加工施設と共用する水供給	
MOA然料加工地联之共用的 $OA$ 然料加工地联之共用的 $OA$	
以間の第2月が何は、八重の小が必安と	
なる里八事以守、ジがだと松桃でせるた  <u>なる里バ事以守、シガだと松桃でせるた</u>	
□ めに水供給設備の第1貯水槽へ水を補給 <u>めに水供給設備の第1貯水槽へ水を補給</u> □ めに水供給設備の第1貯水槽へ水を補給	

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十五条 (重大事故等への対処に必要となる水の供給設備) (10 / 16)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	 事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六		基本設計方針	備考
	できる容量を有する設計とする。	できる容量として約 20,000 m ³ (第 2 貯	17112 17 1111 1 1 1111 1 1 1 1 1 1 1 1 1	2 - 2/1 M - Hu.	1 124517451	N114 A
(当社の記載)	水③-13, ④-4		水槽 A約 10,000 m ³ , 第 2 貯水槽 B約			
(ヨ仏の記載)	7,100 = 1,00 =	10,000 m³) を有する設計とし, 1基				
当社は、事業変更許可時に		【水②】 <u>を有する設計とする。</u> 水③-13,				
事業指定基準規則の 33 条		4-4	11 / 0 8×11 C / 00 / 1. ♦			
重大事故等対処設備の設計			b. 可搬型重大事故等対処設備			
大針を各 SA 設備条文に展	MOX燃料加工施設と共用する水供給	MOX燃料加工施設と共用する水供給	MOX燃料加工施設と共用する水供給			
開して記載しているため。	設備の大型移送ポンプ車は、重大事故等					
州して記載しているため。		への対処に必要となる水を補給するため				
	に必要な容量を有する設計とするととも					
	に、保有数は、必要数及び予備として故					
	障時のバックアップを含め十分な台数を	は、必要数として4台、【水②】予備と	として4台、予備として故障時のバック			
	確保する設計とする。水③-14,④-5	して故障時のバックアップを4台の合計				
		8台以上【水②】を確保する。水③-14,				
		4)-5				
【許可からの変更点】	<u> 点検保守</u> による待機除外時バックアップ	$\circ$	保守点検による待機除外時バックアッ			
「保守点検」を「点検保	については、同型設備である第2章 個		プについては、同型設備である「9.15.1			
守」へ変更及び統一。		(4) (viii) (a) 放水設備」の大型				
(以下同じ)	700000000000000000000000000000000000000	移送ポンプ車の保守点検による待機除外	検による待機除外時バックアップと兼用			
	プ車の点検保守による待機除外時バック					
	アップと兼用する設計とする。水③-15,		^y √ 0			
【許可からの変更点】	4)-6					
可搬型建屋外ホースにつ						
いては、具体的な数量を	MOX燃料加工施設と共用する水供給設	MOX燃料加工施設と共用する水供給	MOX燃料加工施設と共用する水供給			
仕様表にて示すため、大	備の可搬型建屋外ホースは、重大事故等					
型移送ポンプ車等の保有	への対処に必要となる流路を確保するた		設備の可搬空建屋外小一へは, 里入事故 等への対処に必要となる流路を確保する			
数と同じ表現に適正化し	め、保有数は、必要数及び予備として故		ための必要数を確保することに加えて,			
た。	障時のバックアップを含め十分な数量を		予備として故障時バックアップを確保す			
1 = 0	確保する設計とする。水③-16,④-7	る。水③-16,④-7	る。水①			
	***************************************	① (P16) から	3. 1			
	─MOX燃料加工施設と共用する水供給	ホース展張車(MOX燃料加工施設と				
【許可からの変更点】	設備のホース展張車は、可搬型建屋外ホ	共用)				
基本設計方針対象設備の	一スを運搬できる設計とするとともに、	8 台 (予備として故障時のバッ				
個数については,許可本	保有数は、必要数として4台及び予備と	クアップを4台)				
文に記載の個数を踏まえ	して故障時のバックアップを4台の合計	 (待機除外時バックアッ				
基本設計方針に記載す	8 台を確保する設計とする。水③-17, ④	***************************************				
る。(以下同じ)	-8	ホース展張車の待機除外				
	点検保守による待機除外時バックアップ	時バックアップと兼用)				
	については、同型設備である第2章 個	水③-17, 18, ④-8, 9				
	別項目の「7.2.2 冷却水設備」の					
	「7.2.2.3 代替安全冷却水系」のホー					
	ス展張車の点検保守による待機除外時バ	① (P16) から				
	ックアップと兼用する設計とする。水③					
	-18, ④-9	運搬車(MOX燃料加工施設と共用)				
		8 台 (予備として故障時のバッ				
	MOX燃料加工施設と共用する水供給	クアップを4台)				
	設備の運搬車は、可搬型建屋外ホースを	(待機除外時バックアッ				
	運搬できる設計とするとともに,保有数	プを代替安全冷却水系の				
	は、必要数として4台及び予備として故	運搬車の待機除外時バッ				
	障時のバックアップを4台の合計8台を	クアップと兼用)				
	←確保する設計とする。水③-19,④-10	水③-19, 20, ④-10, 11				

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十五条 (重大事故等への対処に必要となる水の供給設備) (11 / 16)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
(当社の記載) <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に 事業指定基準規則の 33 条 重大事故等対処設備の設計 方針を各 SA 設備条文に展 開して記載しているため。	「点検保守による待機除外時バックアップについては、同型設備である第2章 個別項目の「7.2.2 冷却水設備」の「7.2.2.3 代替安全冷却水系」の運搬車の点検保守による待機除外時バックアップと兼用する設計とする。水③-20,④-11		(4)環境条件等 基本方針については,「1.7.18 (3) 環境条件等」に示す。水心 a. 常設重大事故等対処設備	万·巴沙 队工师、全个队门/77岁	via · J
【許可からの変更点】	水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、汽水による腐食を考慮した設計とする。水⑤-1	水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水 槽は、コンクリート構造とすることで 【水②】汽水による腐食を考慮した設計 とする。水⑤-1	水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、コンクリート構造とすることで汽水による腐食を考慮した設計とする。 水		
仕様表対象設備の具体的な仕様は仕様表にて示すため、材料については基本設計方針に記載しない。	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる水供給設備の第1 貯水槽及び第2貯水槽は、第1章 共通 項目の 9.2 重大事故等対処設備」の 「9.2.7 地震を要因とする重大事故等 に対する施設の耐震設計」に基づく設計 とすることで重大事故等への対処に必要 な機能を損なわない設計とする。水⑤-2	地震を要因とする重大事故等に対する施 設の耐震設計」に基づく設計とすること でその機能を損なわない設計とする。	地震を要因として発生した場合に対処に用いる水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は,「1.7.18 (5) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。水①	【「等」の解説】	
【許可からの変更点】 設計方針の内容を明確に するため、36 条重大事故 等対処設備の基本設計方 針に記載する環境条件等	水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に設置し、風(台風)等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。水⑤-3	できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に設置し、風(台風)等によ	水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に設置し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。水◆ b. 可搬型重大事故等対処設備	「風(台風)等」について、考慮している自然現象の内容は添付書類において明確化するため、許可の記載のとおりとした。	
に係る内容を適正化した。(以下同じ)	水供給設備の大型移送ポンプ車は,汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。水⑤-4	水供給設備の大型移送ポンプ車は、汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。水⑤-4	水供給設備の大型移送ポンプ車は、汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。 水◇		
	また、水供給設備の大型移送ポンプ車は、ストレーナを設置することにより直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。水⑤-5		また、大型移送ポンプ車は、ストレーナを設置することにより直接取水する際の 異物の流入防止を考慮した設計とする。 水①		
	屋外に保管する水供給設備の大型移送ポンプ車は、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。水⑤-6	ポンプ車は、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を	屋外に保管する水供給設備の大型移送ポンプ車は,風(台風)及び竜巻に対して,風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し,当該設備の転倒防止,固縛等の措置を講じて保管する設計とする。水①	【「等」の解説】 「コンテナ等」とは屋外に保管する	
	屋外に保管する水供給設備の可搬型建 屋外ホースは、風(台風)及び竜巻に対 して、風(台風)及び竜巻による風荷重 を考慮し、収納するコンテナ等に対して 転倒防止、固縛等の措置を講じて保管す	屋外ホースは、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、収納するコンテナ等に対して	屋外に保管する水供給設備の可搬型建 屋外ホースは、風(台風)及び竜巻に対 して、風(台風)及び竜巻による風荷重 を考慮し、収納するコンテナ等に対して	可搬型重大事故等対処設備を収納するための手段のうち,保管庫以外の手段の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。	

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十五条 (重大事故等への対処に必要となる水の供給設備) (12 / 16)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	「る設計とする。水⑤-7	<u>る設計とする。</u> 水⑤-7	転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。 水心		
(当社の記載) <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に * 事業指定基準規則の 33 条 重大事故等対処設備の設計 方針を各 SA 設備条文に展 開して記載しているため。	た場合に対処に用いる水供給設備の大型 移送ポンプ車は、第1章 共通項目の 「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.7	地震を要因として発生した場合に対処に用いる水供給設備の大型移送ポンプ車は、「ロ.(7)(ii)(b)(ホ)地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。水⑤-8	に用いる水供給設備の大型移送ポンプ車は,「1.7.18 (5) 地震を要因とする 重大事故等に対する施設の耐震設計」に		
	搬型建屋外ホースは、内部発生飛散物の		水供給設備の大型移送ポンプ車及び可 搬型建屋外ホースは、内部発生飛散物の 影響を考慮し、外部保管エリアの内部発 生飛散物の影響を受けない場所に保管す ることにより、機能を損なわない設計と する。 水◆		
			屋外に保管する水供給設備の大型移送ポンプ車は、積雪及び火山の影響に対して、積雪に対しては除雪する手順を、火山の影響(降下火砕物による積載荷重)に対しては除灰する手順を整備する。水③		
			屋外に保管する水供給設備の可搬型建 屋外ホースは、コンテナ等に収納して保 管し、積雪及び火山の影響に対して、積 雪に対しては除雪する手順を、火山の影 響(降下火砕物による積載荷重)に対し ては除灰する手順を整備する。水②		
		定される重大事故等が発生した場合にお いても操作に支障がないように,線量率	水供給設備の大型移送ポンプ車は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な設計とする。水心		
【許可からの変更点】 設計方針の内容を明確に するため、36条重大事故 等対処設備の基本設計方 針に記載する操作性に係 る内容を追記した。		搬型建屋外ホースは、コネクタ接続に統 一することにより、現場での接続が可能			

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十五条 (重大事故等への対処に必要となる水の供給設備) (13 / 16)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認	基本設計方針	備考
			9.4.2.1.3 主要設備の仕様			
			水供給設備の主要設備の仕様を第 9.4			
			- 2表に示す。水⑤			
			③(P3) ~			
			9.4.2.1.4 系統構成及び主要設備			
			(1) 系統構成			
			重大事故等が発生し、前処理建屋、分			
			離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウ			
			ム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス 固化建屋に係る蒸発乾固への対処,燃料			
			貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能の			
			喪失若しくは燃料貯蔵プール等からの小			
			規模な水の漏えいその他の要因により燃			
			料貯蔵プール等の水位が低下した場合の			
			対処、燃料貯蔵プール等からの大量の水 の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プ			
			ール等の水位が異常に低下した場合の燃			
			料貯蔵プール等への水のスプレイ、大気			
			中への放射性物質の放出を抑制するため			
			の対処、工場等外への放射線の放出を抑			
			制するための対処及び再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機			
			処並びに重大事故等への対処を継続する			
			ために水を補給する対処が発生した場合			
			において、対処に必要となる水源を確保			
			するために水供給設備を使用する。			
			水①			
			④ (P4) ~			
			重大事故等への対処に必要な水を供給			
			するための対処では、水供給設備の第1			
			貯水槽、第2貯水槽、大型移送ポンプ			
			車,可搬型建屋外ホース,ホース展張車 及び運搬車【水①-4】,補機駆動用燃料			
			ーリ並びに計装設備の一部である可搬型			
			貯水槽水位計(ロープ式),可搬型貯水			
			槽水位計(電波式)及び可搬型第1貯水			
			<u> 槽給水流量計</u> 【水①-5】 <u>を使用する。</u>			
			水供給設備は,第1貯水槽,第2貯水			
			槽、大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホ			
			ース、ホース展張車及び運搬車で構成す			
			る。水◆			
			A-LAGERTASI, TTI JANJAI LA-AA-SII, HII			
			補機駆動用燃料補給設備の一部である 軽油貯槽を常設重大事故等対処設備とし			
			で設置する。水◇			
			KE / Vo /NW			

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十五条 (重大事故等への対処に必要となる水の供給設備) (14 / 16)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認	基本設計方針	備考
			⑥(P4)へ 補機駆動用燃料補給設備の一部である 軽油用タンクローリ【水①-8】, 計装設 備の一部である可搬型貯水槽水位計(ロープ式),可搬型貯水槽水位計(電波式)及び可搬型第1貯水槽給水流量計 【水①-9】を可搬型重大事故等対処設備 として配備する。 補機駆動用燃料補給設備については 「9.14.4 系統構成」に、計装設備については 「9.14.4 系統構成」に、計装設備については 「9.14.4 系統構成」に、計装設備については 「9.14.4 系統構成」に、計場設備については 「9.14.4 系統構成」に、計場設備については 「9.14.4 系統構成」に、計場設備については 「9.14.4 系統構成」に、計場設備については 「9.14.4 系統構成」に、計場設備については 「9.14.4 系統構成」に、計場設備については 「9.14.4 系統構成」に、計場設備については 「9.14.4 系統構成」に、計場設備については 「9.14.4 系統構成及び主要設			
			(2)主要設備 蒸発乾固への対処、燃料貯蔵プール等 の冷却機能又は注水機能の喪失若しくは 燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合の対処、燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合の燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合の燃料貯蔵プール等への水のスプレイ、大気中への放射性物質の放出を抑制するための対処、工場等外への放射線の放出を抑制するための対処・できる水源を確保する設計とする。水((pc) (pc) (pc) (pc) (pc) (pc) (pc) (pc)			
			(8 (P6) へ  重大事故等への対処を継続して行うために,重大事故等へ対処する水源である第1貯水槽へ水を補給するため,第2貯水槽の水を大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースを経由して,第1貯水槽へ補給できる設計とする。水①-17  (9 (P6) へ  重大事故等への対処を継続して行うために,重大事故等へ対処する水源である第1貯水槽へ水を補給するため,敷地外の水源から水を大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースを経由して,第1貯水槽へ補給できる設計とする。水①-18			
			大型移送ポンプ車は、直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。水心 なお、第2貯水槽を水源とした場合で			

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十五条 (重大事故等への対処に必要となる水の供給設備) (15 / 16)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			も対処できる設計とする。水心		
			水供給設備の系統概要図を第 9.4-2		
			図~5図,水供給設備の機器配置概要図		
			を第9.4-6図~11 図に示す。水④		
【許可からの変更点】			9.4.2.1.5 試験・検査 基本方針については, 「1.7.18 (4)		
設計方針の内容を明確に するため,36条重大事故			b. 試験・検査性」に示す。水 <b></b>		
等対処設備の基本設計方	水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水		水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水		
針に記載する試験・検査 に係る内容を追記した。		槽は,再処理施設の運転中又は停止中 に,水位を定期的に確認することができ	槽は、再処理施設の運転中又は停止中 に、水位を定期的に確認することができ		
にから行在を延出した。	を定期的に確認することができる設計と	<u>る設計とする。</u> 水⑦-1	る設計とする。水◆		
	する。また、当該機能を健全に維持する ため、保修等が可能な設計とする。				
(当社の記載) <不一致の理由>	水⑦-1				
当社は,事業変更許可時に	水供給設備の大刑移送ポンプ車は 通	水供給設備の大型移送ポンプ車は、再	水供給設備の大型移送ポンプ車は、再		
事業指定基準規則の 33 条 重大事故等対処設備の設計		処理施設の運転中又は停止中に外観点			
声人争成等別処設備の設計 方針を各 SA 設備条文に展		検、員数確認、性能確認、分解点検等が可能な記載します。	検、員数確認、性能確認、分解点検等が		
開して記載しているため。	数確認, 性能確認, 分解点検等が可能な 設計とする。また, 当該機能を健全に維	刊記な政計とする。 水グー2	可能な設計とする。水◆		
	持するため、保修等が可能な設計とする。				
	<u>る</u> 。水⑦-2				
		水供給設備の大型移送ポンプ車は、車	水供給設備の大型移送ポンプ車は、車		
	両々して運転状態の確認及び外観の確認   が可能な設計とする。また、当該機能を	両として運転状態の確認及び外観の確認 が可能な設計とする。水®-3	両として運転状態の確認及び外観の確認 が可能な設計とする。水①		
	健全に維持するため、保修等が可能な設	7 THE STREET = 7 SO	が可能な設計とする。水少		
	計とする。水⑦-3				
	I ∫ MAT MAIJ = M. I		【「等」の解説】		
	【「等」の解説】 「当該機能を健全に維持するため,		「外観点検,員数確認,性能確認, 分解点検等」が指す具体的な内容		
	保修等」が指す具体的な内容は、保		は,保安規定に基づく管理において		
	安規定に基づく管理において明確化 するため、基本設計方針では等とし		明確化するため、基本設計方針では等とした。		
	た。		4 C 0/C ₀		
		(口) 重大事故等対処設備			
		1) 水供給設備 [常設重大事故等対処設備]			
		第1貯水槽(MOX燃料加工施設と共			
		用)			
		ロー 基 容 量 約20,000 m ³ (第1貯水槽A			
		約10,000 m ³ ,第1 貯水			
		槽 B 約10,000 m ³ ) 水 ②			

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十五条 (重大事故等への対処に必要となる水の供給設備) (16 / 16)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書	添付書類六	発電炉設工認	基本設計方針	備考
		第2貯水槽(MOX燃料加工施設と共用) 1 基 容 量 約20,000m³(第2貯水槽A 約10,000m³,第2貯水 槽B約10,000m³)水②					
		「可搬型重大事故等対処設備」 大型移送ポンプ車 (MOX燃料加工施 設と共用) 8 台 (予備として故障時のバッ クアップを4台) (待機除外時バックアッ プを放水設備の大型移送 ポンプ車の待機除外時バックアップと兼用) 容 量 約1,800m ³ /h/台水②					
		可搬型建屋外ホース(MOX燃料加工 施設と共用) 1 式水②					
		(P10) へ ホース展張車 (MOX燃料加工施設と 共用) 8 台 (予備として故障時のバックアップを4台) (待機除外時バックアップを代替安全冷却水系のホース展張車の待機除外時バックアップと兼用) 水③-17, 18, ④-8, 9					
		①(P10)へ  運搬車(MOX燃料加工施設と共用) 8 台 (予備として故障時のバックアップを4台) (待機除外時バックアップを代替安全冷却水系の運搬車の待機除外時バックアックアップと兼用) 水③-19,20,④-10,11					

第四十五条 (重大事故時等への対処に必要となる水の供給設備)

1	世海甘淮の冬立	解釈への適合に関する考え方	
Ι.	技術基準の余乂.		

を術基準の条文,解釈への適合に関	リップラベル			
基本設計方針に記載する事項	適合性の考え方 (理由)	項・号	解釈	添付書類
重大事故等への対処に必要と なる十分な量の水を有する水 源の確保及び十分な量の水を 供給するために必要な設備に 関する説明	技術基準規則 (第 45 条) の要求事 項を受けている内容	1項		f
共通要因故障に関する内容	技術基準規則(第36条)に基づく 共通設計方針のうち,技術基準規 則(第45条)の設備として考慮す べき特記事項	- (36条2項) (36条3項2号) (36条3項4号) (36条3項6号)	ı	b
悪影響防止に関する内容	技術基準規則(第36条)に基づく 共通設計方針のうち,技術基準規 則(第45条)の設備として考慮す べき特記事項	— (36条1項6号)	_	b
個数及び容量に関する内容	技術基準規則(第36条)に基づく 共通設計方針のうち,技術基準規 則(第45条)の設備として考慮す べき特記事項	— (36条1項1号)		а
環境条件等に関する内容	技術基準規則(第36条)に基づく 共通設計方針のうち,技術基準規 則(第45条)の設備として考慮す べき特記事項	 (36条1項2号) (36条1項7号) (36条3項3号) (36条3項4号)	_	b
操作性の確保に関する内容	技術基準規則(第36条)に基づく 共通設計方針のうち,技術基準規 則(第45条)の設備として考慮す べき特記事項	-(36条1項3号) (36条1項5号) (36条3項1号) (36条3項5号)		b
試験・検査性の確保に関する内容	技術基準規則(第36条)に基づく 共通設計方針のうち技術基準規則 (第45条)の設備として考慮すべ き特記事項	— (36条1項4号)		b
重大事故等への対処に必要な 水を供給するための対処に使 用する設備	重大事故等への対処に必要な水を 供給するための対処に使用する代 替安全冷却水系に係る事項	_	_	С
重大事故等への対処に必要な 水を供給するための対処に使 用する設備	重大事故等への対処に必要な水を 供給するための対処に使用する代 替注水設備に係る事項	_	_	d
	基本設計方針に記載する事項 重大事故等への対処に必要となる十分な量の水を有する水源の確保及び十分な量の水を供給する説明 共通要因故障に関する内容  悪影響防止に関する内容  の数及び容量に関する内容  環境条件等に関する内容  は験・検査性の確保に関する内容  武験・検査性の確保に関する内容  重大事故等への対処に必要な水を供給するための対処に使用するための対処に使	重大事故等への対処に必要と なる十分な量の水を有する水 源の確保及び十分な量の水を 供給するために必要な設備に 関する説明  技術基準規則(第 36 条)に基づく 共通設計方針のうち、技術基準規則(第 36 条)に基づく 共通設計方針のうち技術基準規則(第 36 条)に基づく 共通設計方針のうち技術基準規則(第 36 条)に基づく 共通設計方針のうち技術基準規則(第 45 条)の設備として考慮す でき特記事項  重大事故等への対処に必要な 水を供給するための対処に必要な水を 供給するための対処に必要な水を	選本設計方針に記載する事項   適合性の考え方(理由) 項・号   項・号   で	基本設計方針に記載する事項   適合性の考え方 (理由)   項・号   解釈   重大事故等への対処に必要となる十分な量の水を有する水源の確保及び十分な量の水を   技術基準規則 (第 45 条) の要求事項を受けている内容   技術基準規則 (第 36 条) に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則 (第 45 条) の設備として考慮すべき特記事項   技術基準規則 (第 36 条) に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則 (第 45 条) の設備として考慮すべき特記事項   技術基準規則 (第 36 条) に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則 (第 45 条) の設備として考慮すべき特記事項   技術基準規則 (第 36 条) に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則 (第 45 条) の設備として考慮すべき特記事項   技術基準規則 (第 45 条) の設備として考慮すべき特記事項   技術基準規則 (第 36 条) に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則 (第 45 条) の設備として考慮すなき特記事項   技術基準規則 (第 36 条) に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則 (第 45 条) の設備として考慮する特記事項   技術基準規則 (第 36 条) に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則 (第 45 条) の設備として考慮する特記事項   技術基準規則 (第 36 条) に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則 (第 45 条) の設備として考慮する特別事項   技術基準規則 (第 36 条) に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則 (第 36 条) に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則 (第 36 条) に基づく共通設計方針のうち技術基準規則 (第 45 条) の設備として考慮する特別事項   支持部基準規則 (第 36 条) に基づく共通設計方針のうち技術基準規則 (第 45 条) の設備として考慮する (36 条) 項目 (36 条) 项目 (36

#### 設工認申請書 各条文の設計の考え方

No.	基本設計方針に記載する事項	適合性の考え方(理由)	項・号	解釈	添付書類						
	重大事故等への対処に必要な	重大事故等への対処に必要な水を									
水⑩	水を供給するための対処に使	供給するための対処に使用するス	_	_	d						
	用する設備	プレイ設備に係る事項									
	重大事故等への対処に必要な	重大事故等への対処に必要な水を									
水⑪	水を供給するための対処に使	供給するための対処に使用する放	_	_	е						
	用する設備	水設備に係る事項									
	重大事故等への対処に必要な	重大事故等への対処に必要な水を									
水①	水を供給するための対処に使	供給するための対処に使用する注	_	_	е						
	用する設備	水設備に係る事項									
2. 事	業変更許可申請書の本文のうち,	基本設計方針に記載しないことの考	え方								
No.	項目	考え方			添付書類						
水口	配置図の呼び込み	配置図の呼び込み場所の記載である	) ₀		g						
水2	設備仕様	仕様表にて記載する。			h						
3.事	業変更許可申請書の添六のうち、	基本設計方針に記載しないことの考	え方								
No.	項目	考え方			添付書類						
水①	重複記載	事業変更許可申請書本文(設計方針	十)又は添付書	類の記	_						
\1\(\frac{1}{1}\)	里   灰   町 戦	載と重複する内容である。									
水②	設備仕様	仕様表にて記載する。			h						
水分	保安規定(除雪及び除灰)に関	保安規定(除雪及び除灰)に関する	事項は第 36 条	ミ「重大	_						
/1 <b>、</b>	する事項	事故等対処設備」にて明確にするた	こめ、記載しな	<i>ا</i> را							
水④	系統図、配置図の呼び込み	系統図、配置図の呼び込み場所の記	己載である。		g						
水⑤	仕様表の呼び込み	仕様表の呼び込み場所の記載である	ため記載しな	<i>۱</i> ر ٥	h						
水⑥	設備の運用に係る記載	設備の運用に関する事項であるため	記載しない。		_						
4. 添	付書類等										
No.		書類名									
a	VI-1-1-3 設備別記載事項の設策	定根拠に関する説明書									
b	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設(	備が使用される条件の下における健≤ 	全性に関する説	明書							
С	VI-1-1-2-2 冷却機能の喪失に。	よる蒸発乾固に対処するための設備に	こ関する説明書	<del>-</del>							
d	VI-1-2-2 使用済燃料貯蔵槽のA	令却等のための設備に関する説明書									
е	VI-1-8-2 工場等外への放射性物質の放出を抑制するための設備に関する説明書										
f	VI-1-8-3 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に関する説明書										
	VI-2-3 系統図										
g	VI-2-4 配置図										
	VI-2-5 構造図										
h	仕様表(設計条件及び仕様)										

## 別紙2

基本設計方針を踏まえた添付書類の 記載及び申請回次の展開

項目										第1回	
番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第2章 類別項目 7. その他再処理股偏の附属施設 7.3 その他再処理股偏の附属施設 7.3 その他の主要な事項 7.3.8 水供給設備の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目 の「2. 地盤」、「3. 自然現象等」、「4. 間じ込めの機能」、「5. 火災 等による損傷の防止」、「6. 中処理施設内における溢水による損傷の防止」、「7. 再処理施設内によおける化学聚品の耐えいによる損傷の防止」 及び「9. 設備に対する要求」に基づくものとする。		_	-	-	-	-			-	-
2	設計基準事故への対処に必要な水源とは別に、重大事故等への対処に必要 となる十分な盤の水を有する水源を確保することに加えて、重大事故等対 処設備に対して重大事故等への対処に必要となる十分な量の水を供給でき る重大事故等対処設備として、水供給設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			_			-	-
3	重大事故等が発生し、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、カラシ・ブルトニウム混合展前建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に係る落を設置が入地等の冷却機能などは一株権能の喪失者しくは燃料耐水の増大・水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-8-3 重大事故等への対処に必要となる水の 供給設備に関する説明書 2.基本方針 VI-2-3 系統図 VI-2-4 配置図 VI-2-5 構造図	【2. 基本方針】  重大事故等・の対処に必要となる水を供給する ための設備に関する基本方針を説明する。 【V-2-3 系統図、V-2-4 配置図、V-2-5 構造図】 ・水井給設備の系統構成、設置場所について、系統図、配置図にて説明する。 ・水供給設備の構造について、構造図にて説明する。 ・水供給設備の構造について、構造図にて説明する。	-	-		-	-
4	水供給設備は、第1貯水槽、第2貯水槽、大型移送ボンブ車、可搬型建屋 外ホース、ボース展張車及び運搬車で構成し、重大事故等への対処に必要 となる十分な量の水を供給できる設計とする。	機能要求①機能要求②	第1貯水槽 第2貯水槽 大型砂送ポンプ車 可搬型を送ポンプ ホース展乗車 運搬車	基本方針			_			-	-
5	重大事故等への対処に必要な水を供給するための対処として、水供給設備の他、計制制御資産の可整型的水槽水低計等並びに補機駆動用燃料補給設備の軽血所増度が軽油用タンローリを使用する設計せる。なお、計劃制御設備についてはる。なお、計画の軽値所増度が軽油月2年間対策2年間対策2年間対策1日の「7.1.1 電気設備」の「7.1.1 電気設備」の「7.1.1 福機駆動用燃料補給設備」に示す。	:	基本方針	基本方針	VI-1-8-3 重大事故等への対処に必要となる水の 供給設備に関する説明書 3.重大事故等への対処に必要となる水の供給設備 3.1 重大事故等への対処に必要となる水源の確保 保 3.2 第2貯水槽を水の補給源とした第1貯水槽 への水の補給 3.3 敷地外水源を水の補給源とした第1貯水槽 への水の補給	[3.3.1 敷地外水跳を水の桶給跳とした第1町水槽へ の水の補給に使用する設備及び関連設備の系統設計 3.3.1.3 計測制御設備] 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に使用 する計測制御設備について説明する。	-	-		-	_
6	水源からの水の移送ルート及び移送のために用いる設備については、第2 章 個別項目の「7.2.2 合却水設備」の「7.2.2.3 代替を全合均水 系」、「1.2.1 使用液燃料的機設備」の「1.2.1.6 代替本設備」及び 「1.2.1.7 スプレイ設備」並びに「7.3.7 放出抑制設備」の「7.3.7.1 放水設備」及び「7.3.7.2 注水設備」に示す。	冒頭宣言	基本方針	_	-	-	_			-	-
7	重大事故等への対処に必要となる水源を確保するため,水供給設備には第 1 貯水槽及び第 2 貯水槽を設置する設計とする。	設置要求	第 1 貯水槽 第 2 貯水槽	基本方針	VI-1-8-3 重大事故等への対処に必要となる水の 供給設備に関する説明書 3.重大事故等への対処に必要となる水の供給設備 3.1 重大事故等への対処に必要となる水原の確 保	重大事故等への対処に必要となる水源を確保する	-	_		-	
8	水供給設備の一部である第1貯水槽は、第1保管庫・貯水所の地下に設置 する設計とする。 第1保管庫・貯水所の主要構造は、地上2階の建物とする設計とする。 また、第1保管庫・貯水所は、1階に保管エリアを有する設計とする。	設置要求	第1保管庫・貯水所 第1貯水槽	基本方針	VI-1-8-3 重大事故等への対処に必要となる水の 供給設備に関する説明書	【2. 基本方針】 水供給設備の一部である第1 貯水槽は、第1 保管 庫・貯水所の地下に設置する設計とする。 第1 保管庫・貯水所の主要構造は、地上2 階の建 物とする設計とする。また、第1 保管庫・貯水所 は、1 階に保管エリアを有する設計とする。	_	-		-	-

別紙 2

項目	truspinal de del architectura	2-2-20.ME	ca HH skr vor			short to Gran the	申請対象設備	第2回 申請対象設備			
番号	基本設計方針要求種別	主な設備	展開事項	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	(別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設)	(別設工認② 海洋放出管切り離し工事)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
7. 7. 3 7. 3. 8 7. 3. 8 か供i の「2 等に 止」,	度 観別項目 ごの他再処理設備の附属施設 その他の主要な事項 水体輸設備 高設備の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目 冒頭宣言 活機の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目 冒頭宣言 活機の設計に、「6. 再処理施設内における社木による損傷の防 「7. 再処理施設内における化学薬品の備えいによる損傷の防止」 「9. 設備に対する要求」に基づくものとする。		-	0	-	基本方針	-	_	_	-	_
2 となり処設	4 準事故への対処に必要な水源とは別に、重大事故等への対処に必要 も十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、重大事故等対 能に対して重大事故等への対処に必要となる十分な量の水を供給でき 事故等対処設備として、水供給設備を設ける設計とする。	基本方針	基本方針	0	-	基本方針	-	-	_		
ニ対プのそ貯た施対すのを貯た施対する	# 旅等が発生し、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・ブルト 混合限研建屋及び高レベル廃放ガラス固化建屋に充蒸発電局の 燃料貯蔵ブーキ等の合地機能又は法水機能の喪失者しくは燃料貯蔵 一等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵ブール等 が低下した場合の対処、燃料貯蔵ブール等からの大量の水の湯之い 20 要因により燃料附蔵ブール等の水位が異常に低下した場合の燃料 20 要因により燃料附蔵ブール等の水位が異常に低下した場合の燃料 20 更因により燃料的製造が大坂中への放料や前質が放出を抑制する 対処、工場等外への放射線の放出を抑制するための対処及び再処理 分対処、工場等外への放射線の放出を抑制するための対処及び再処理 一名建物周辺における航空機等大に入航空機等大災、化学火災へ るための対処並びに重大事故等への対処を継続するために水を補給 投が発生した場合において、対処に必要となる水源を確保するため 結設側を設ける設計とする。	基本方針	基本方針	0	-	基本方針	-	-	-	VI-1-8-3 重大事故等への対処に必要となる; 供給設備に関する設明書 2. 基本方針 VI-2-3 系統図 VI-2-4 配置図 VI-2-5 構造図	【2. 基本方針】 重大事故等への対処に必要となる水を供給する ための設備に関する基本方針を説明する。 【V-2-3 系統図、V-2-4 配置図、V-2-5 構造 3、水体設備の系統構成、設置場所について、系 統図、配置図にて説明する。 ・水体給設備の構造について、構造図にて説明する。
水供。 4 外ホ とな	合設備は,第1貯水槽,第2貯水槽,大型移送ボンブ車,可搬型建星 機能要求① ス、ホース飛貨車及び運搬車で構成し,重大事故等への対処に必要 機能要求② +分な量の水を供給できる設計とする。	第1町水槽 第2町水槽 大型砂送ポンブ車 可製型基外ホース ホース展展車 運搬車	基本方針	0	-	【機能要求②】 第 1 前水槽 第 2 日が水槽 大型移送ボンブ車 可敷型建盤外ホース	-	-	〈容器〉 容量 〈ポ量 〈ポ量 日田圧力 原動料 後主配・ 「外 を主配・ 「 ・ 「 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		
の他, 備の! 制御i 駆動	#故等への対処に必要な水を供給するための対処として、水供給設備 計測制鋼設備の可能型貯水槽水化計等並びに補機駆動用燃料補給設 油助槽板及球船由タンクローリを使用する設計とする。なお、計期 冒頭宣音 機料補給設備については第2章 個別項目の「4.1 計画調算設備」は、補機 地 機料補給設備については第2章 個別項目の「7.1.1 電気設備」	基本方針	基本方針	0	-	基本方針	-	-	-	3.1 重大事故等への対処に必要となる水源の保 保 3.2 第2貯水槽を水の補給源とした第1貯水 への水の補給	3.3.1 敷地外水源を水の補溶源とした第1 貯水槽へ の水の補給に使用する設備及び関連設備の系統設計 確 証大事故等への対処に必要となる水の供給設備に使用
章 ( 6 系」,	いらの水の移送ルート及び移送のために用いる設備については、第2 切り項目の「7.2.2 治却水設備」の「7.2.2、代替を全治却水 「1.2.1 使用洗燃料育線設備」の「1.2.1.6、代替北水設備」及び 「1.2.7 大力と付設備」がに「7.3.7 放出抑制設備」の「7.3.7.1 「2.3 大力とイ設権」がに「7.3.7 放出抑制設備」の「7.3.7.1 「2.3 大力とイ設権」がでは「7.3.7 放出抑制設備」の「7.3.7.1	基本方針	-	0	-	基本方針	-	-	_	-	_
7 重大7 1貯	が等への対処に必要となる水源を確保するため、水供給設備には第 設置要求 情及び第2貯水槽を設置する設計とする。	第1貯水槽 第2貯水槽	基本方針	0	-	第1 貯水槽 第2 貯水槽	-	_	-	VI-1-8-3 重大事故等への対処に必要となる 供給設備に関する説明書 3. 重大事故等への対処に必要となる水の供給 3. 1 重大事故等への対処に必要となる水原の保	[3. 重大事故等への対処に必要となる水の供給設 (年) 1 重大事故等への対処に必要となる水源の 無保 3.1.1 重大事故等への対処に必要となる水源の 無保 3.1.1 重大事故等への対処に必要となる水源の 東の職保は使用する設備及び閉速設備の系統設計 (五大事故学への対処に必要となる水源の (基 1.1.1 水供給設備として第1貯水槽及び第2貯水 槽を設置する設計とする。 第1貯水槽は、重大事故等への対処も都統するための水 源として使用する。 第2貯水槽は、重大事故等への対処を継続するために、第1貯水槽以、重大事故等への対処を継続するために、第1貯水槽は、重大事故等への対処を継続するために、第1貯水槽は、重大事故等への対処を継続するために、第1貯水槽へ水を補給する場合の水源として使用する。
8 する 第1	合設備の一部である第1貯水槽は、第1保管庫・貯水所の地下に設置 設計とする。 香工を庫・貯水所の主要構造は、地上2階の建物とする設計とする。 第1保管庫・貯水所は、1階に保管エリアを有する設計とする。	第1保管庫·貯水所 第1貯水槽	基本方針	0	-	第1保管庫·貯水所 第1貯水槽	-	-	-	VI-1-8-3 重大事故等への対処に必要となる 供給設備に関する説明書 2.基本方針	【2. 基本方針】 水供給設備の一部である第1 貯水槽は、第1保管 車、貯水所の地下に設置する設計とする。 第1 保管車、貯水所の主乗構造は、地上2 階の建 物とする設計とする。また、第1 保管車・貯水所 は、1 階に保管エリアを有する設計とする。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備 展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	第1回 添付書類	添付書類における記載
	第1保管庫・貯水所は、MOX燃料加工施設と共用する。 MOX燃料加工施設と共用する第1保管庫・貯水所は、再処理施設及びM OX燃料加工施設と共用する第1保管庫・貯水所は、再処理施設及びM に、第1貯水槽を設置できるかつな容量を有る設計とすることで、実 は、第1貯水槽を等すが、所の保管をリアは、再処理施設及びMOX燃料加 また、第1保管庫・貯水所の保管・リアは、再処理施設及びMOX燃料加 工施設の必要な重大事故等対処設備が十分保管できる容量を有する設計と することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計と することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計と	第1保管庫・貯水所 第1貯水槽	設計方針(悪影響防 止)	o de laboration de management de laboration	[3. 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止 重大事故等対処設備は、再処理事業所4の他の設 個(安主機能を有する施設、当該重大事故等対処 設備以入り盛、等地等対処設備。似然終料加工施 変優以及(590(無利力工施での要求者被等対処設備 会む。)に対して悪影響を及ぼさない設計とす (以下省略)	-	-	-	-	_
10	水供給設備の一部である第2貯水槽は、第2保管庫・貯水所の地下に設置 する設計とする。 第2保管庫・貯水所の主要構造は、地上2階の建物とする設計とする。 また、第2保管庫・貯水所は、1階に保管エリアを有する設計とする。	第2保管庫・貯水所 第2貯水槽	基本方針		【2.基本方針】 水供給設備の一部である第2 貯水槽は、第2 保管 車・貯水所の地下に設置する設計とする。 第2 保管庫・貯水所の主要構造は、地上2 階の建 物とする設計とする。また、第2 保管庫・貯水所 は、1 階に保管エリアを有する設計とする。	_	-	_	_	-
11	第2保管庫・貯水所は、MOX燃料加工施設と共用する。 MOX燃料加工施設と共用する第2保管庫・貯水所は、再処理施設及びM OX燃料和工施設における重大事体等対処に同時に対処することを考慮 し、第2時水槽を設置できる十分な容量を有する設計とすることで、共用 によって重大事故等時の対処影響を及ぼさい設計とする。 また、第2保管庫・貯水所の保管エリアは、再処理施設及びMOX燃料加 工施設の必要な重大事故等対処電船十分保管できる容量を有する設計と することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計と することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計と する。	機能要求① 第2保管庫・貯水所 第2貯水槽	設計方針(悪影響防止)	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3、多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止	【3. 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止】 悪影響防止】 重大事故等対処設備は、再処理事業所内の他の設備(安全機能を有する施設、当該重大事故等対処 設備(另外の重大教学対処設備) M20燃料列型が 設及び例処燃料加工施設の重大事故等対処設備を さむ。) に対して悪影響を及ぼさない設計とする。 (以下省略)	-	-			-
12	重大事故等への対処を継続して行うために、重大事故等へ対処する水源で ある第、貯水槽へ水を補給するため、第2貯水槽の水を大型移送ポンプ車 及び可棟型建屋外ホースを経由して、第1貯水槽へ補給できる設計とす る。	機能要求① 機能要求② 機能要求② 機能要求② 可難型建屋外ホース	設計方針	供給設備に関する説明書 3. 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備	■ 3.2 第2貯水槽を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給3.2.1 第2貯水槽を水の補給線とした第1貯水槽への水の補給3.2.1 第2貯水槽を水の補給線とした第1貯水槽へ水の補給1.2 東北の東公園の東京を設置する。11 水は給設置 東大事故等への対数を維続して行うために、重大事故等へ対サインを派である第1貯水槽へ水で車を設定されたが車及び再販型線とボンブ車及び再販型線とボースを経由して、第1貯水槽へ補給できる設計とする。	_	-	-	-	-
13	重大事故等への対処を継続して行うために、重大事故等へ対処する木源で ある第1時水槽へ水を補給するため、敷地外水源から水を大型移送ポンプ 車及び可候型建屋外ホースを経由して、第1時水槽へ補給できる設計とす る。	機能要求① 男士叮小僧	設計方針	供給設備に関する説明書 3. 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備 3.3 敷地外水源を水の補給源とした第1貯水槽 への水の補給	【3.3 敷地外水源を水の補給源とした第1貯水 槽への水の補給 3.3.1 敷地外水源を水の補給源 とした第1貯水槽の水の補給に使用する設備及 び関連設備の系統設計 3.3.1 水供給設置 頭大事故等への対処を継続して行うために、重大 事故等へ対地づ大派部である乳1貯水槽へ 給するため、敷色外水源から水を大型移送ポンプ 車及び可敷型態度がホンスを経由して、第1貯水 槽へ補給できる設計とする。	_	-	-	_	-
14	水供給設備は、MOX燃料加工施設と共用する。 MOX燃料加工施設と共用する水保給設備は、再処理施設及びMOX燃料 加工施設とおける重大事故等対処に同時に対処することを考慮し、十分な 数量及び等量を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響 を及ぼさない設計とする。	機能要求① 八宝沙区小ンノー	設計方針 (悪影響筋 止) 設計方針 (値数及び 重)	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する 窓用書】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明 する。 13. 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止 重大事故等対処設備は、再処理事業所付の他の設 備(定金機能を有する施設、当該重大事故等対処 の個(対外の重大事故等対処設備、例が燃料列工施 設及び別の燃料力工施設の重大事故等対処設備を をひ、に対して悪影響を及ぼさない設計とす 6。(以下省略)		-	_	_	-
15	水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、共通要因によって給水処理設備の極水貯槽と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、第1保 管庫・貯水房及び第2保管庫・貯水房に設置することにより、給木処理設備の極水貯槽と位置的分散を図る設計とする。 また、水保総設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、互いに位置的分散を図る設計とする。	設置要求 第1貯水槽 第2貯水槽	設計方針(多條性, 置的分散等(常設重 事故等对処設備))	大 VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条	【3. 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等 (1) 多様性, 位置的分散 b. 可樂型重火事故等対处設 個】 可郷型重大事故等対処設備は, 共進民によって 設計基準事故に対处するための設備の安全機能又	_	-	_	-	-
16	水供給設備の大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースは、共通要因に よって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のパック アップを含めて必要な数量を使用影燃料受入れ・貯蔵建島、前処理建屋、 分離建島、精砂建屋、ウラン・ブルトニウム混合限納建屋欠高レベル原 液ガラス間仕建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エ リアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求 大型移送ポンプ車 可樂型建屋外ホース	設計方針(多條性, 置的分散等(可樂型 大事故等均处設備)	一下の下における歴史社に関する説明音   3.多様性、位置的分散、悪影響防止等   (1) 多様性、位置的分散   (1) 多様性、位置的分散	設計基準事故に対処するための設備の安全機能及、 は常設重大事数等対処配備の重大事態等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要の物特を整定、 あおそれがないよう、共通要の物特を参考慮して適切が開産と関係を考慮して適切が開産と関係という。 (以下省略)	-	-	_	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施	第2回	申請対象設備 (別設工認② 海洋放出管切り離し工事)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
MOX OX り し, 第 によっ また, 工施部	会管庫・貯水所は、MOX燃料加工施設と共用する。 燃料加工施設と共用する第1保管庫・貯水所は、再処理施設及びM 料加工施設とは分金大事故等対地に同時に対処することを考慮 31貯水槽を設置さきる十分な容量を有する設計とすることで、共用 で電大事故等時の対域に影響を及ぼされい設計とする。 第1保管庫・貯水所の保管エリアは、再処理施設及びMOX燃料加 の必要な電大事故等対処認が十分保管できる容量を有する設計と とで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計と	養能要求①	第1保管庫・貯水所 第1貯水槽	設計方針(悪影響助 止)	0	-	第1保管庫·貯水所 第1貯水槽	-	-		-	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用され 件の下における健全性に関する説明書 3. 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止	[3. 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止 悪大事故を対象記憶は、再処理事業所内の他の設 値 安全機能を有する施設、当該重大事故等対象 設備以外の重大地体学科型電機、MOS特別加工施 設及 CNOO燃料和工施設の重大事故等対処設備を できる。)に対して悪影響を及ばさない設計とする。 (以下省略)
10 する部第2条	部備の一部である第2貯水槽は、第2保管庫・貯水所の地下に設置 計とする。 管庫・貯水所の主要構造は、地上2階の建物とする設計とする。 第2保管車・貯水所は、1階に保管エリアを有する設計とする。	及置要求	第 2 保管庫・貯水所 第 2 貯水槽	基本方針	0	-	第2保管庫·貯水所 第2貯水槽	_	-		-	VI-1-8-3 重大事故等への対処に必要となる 供給設備に関する説明書 2. 基本方針	【2. 基本方針】 「
MOX OX 燃 し, 第 11 によっ また, 工施部	接管庫・貯水所は、MOX燃料加工施設と共用する。 燃料加工施設と共用する第2保管庫・貯水所は、再処理施設及びM 料加工施設に対する東海を対処に同時は対処することを考慮 12貯水槽を設置できる十分な容量を有する設計とすることで、共用 で重大事故等的対処に影響を及ぼさない設計とする。 第2保管庫・貯水所の保管エリアは、再処理施設及びMOX燃料が の必要な直大事体等対処態がある。 以の必要な直大事体等対処態が とで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計と とで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計と	機能要求①	第2保管庫・貯水所 第2貯水槽	設計方針 (悪影響防止)	0	-	第2保管庫·貯水所 第2所水槽	_	_		-	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用され 件の下における健全性に関する説明書 3. 多様化、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止	[3. 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止 (2) 悪影響防止 (3) 重 九字散落勢地設備は、再処理事業所内の他の設備 (安全機能を有する施改、当該重大事故等対処 設備以外の重す物等対処設備。Mの数料加工施設及びMO(燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。)に対して悪影響を及ばさない設計とする。 (以下省略)
ある等	F故等への対処を継続して行うために,重大事故等へ対処する水源で 1. 貯水槽へ水を補給するため,第.2 貯水槽の水を大型移送ポンプ車 故 搬型建屋外ホースを経由して,第.1 貯水槽へ補給できる設計とす	機能要求① 機能要求②	第1町水槽 第2町水槽 大型移送市 で 可 乗型建屋外ホース	設計方針	0	-	【機能要求②】 第1貯水槽 第2貯水槽 第2貯水槽 大型移送ボンブ車 可搬型建屋外ホース	-	-		〈容器〉 容量 〈ボンプ〉 容量 吐出 肝 敷料 タンク 〈主配 等 厚 ・ ア ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	供給設備に関する説明書 3. 重大事故等への対処に必要となる水の供給	【3.2 第2貯水槽を水の補給額とした第1貯水槽への水の補給3.2.1 第2貯水槽を水の補給額とした第1貯水槽を水の補給3.2.1 第2貯水槽を水の補給額で開連銀備を発送する。2.1.1 水性物で開連銀備の系設設計。2.1.1 水性の水の構造に使用する設備及び開連設備の系設設計。2.1.1 水性の水の水が大力を減少が大力を減少が大力を減少が大力を減少が大力を減少が大力を減少が大力を対している。第2貯水槽の水を大型移送ボンブ車及び可能を対している。第2貯水槽の水を大型移送ボンブ車及び可能を設けている。第2貯水槽の水を大型移送ボンブ車をがある。
12 ある第	5枚等への対処を継続して行うために、重大事故等へ対処する水源で 3. 貯水槽へ水を補給するため、敷他外水源から水を大型移送ポンプ 世 可頻型建屋外ホースを経由して、第.1 貯水槽へ補給できる設計とす 世		第1貯水槽 大型移送ポンプ車 可能型建屋外ホース	設計方針	0	-	【機能要求②】 第1 貯水槽 大型移金がンプ車 可報型建盤外ホース	-	-		〈容量〉 容量〈ボヹプ〉 容量 小で量 吐田 無料 を に力 に力 に力 が を に を に に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に る に る に る に る に 。 に 。 に る に る に る に る に 。 に る に 。 に る に る に る に る に る に る に る に る に 。 に る に 。 に る に る に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	供給設備に関する説明書 3. 重大事故等への対処に必要となる水の供給	【3.3 敷地外水源を水の補給源とした第1貯水 槽への水の補給3.3.1 敷地外水源を水の補給源 とした第1貯水槽・の水の補給に使用する設備及 び関連変極の系統設計 3.3.1 水色設備] 設備 職大事故等への対処を継続して行うために、重大 ・構造するため、敷地外水源から水を大型移送ポンプ 車及び可機型建保外ホスを経由して、第1貯水 槽へ補給できる設計とする。
14 加工系 数量及	台設備は、MOX燃料加工施設と共用する。 燃料加工施設と共用する水供給設備は、再処理施設及びMOX燃料 設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し、十分な 相 び容量を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響 さない設計とする。	後能要求①	第 1 貯水槽 第 2 貯水槽 第 2 貯水槽 大型移送速式 分ボース 連搬車 ボース展張車	設計方針 (悪影響時 止) 設計方針 (個数及び容 量)	0	-	第1 貯水槽 第2 貯水槽 大型移送ポンプ車 可搬型施設ホース 運搬車 ホース履張車	-	-		-	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定模拠に関す 明書 VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用され 件の下における途全性に関する説明書 3.多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止	【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する 設明書】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明 する。 【3. 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 影響防止】 電大事故等対処設備は、再処理事業所内の他の設 個位全域能を有する施改、当該重大事故等対処 設備以外の血事故等対处設備。MX参析加工施 設及CMMX燃料加工施設の重大事故等対処定備を 含む。に対して悪影響を及ぼさない設計とす 。 (以下省略)
備の彩 管庫・ 備の彩 また,	記憶偏の第1貯水槽及び第2貯水槽は、共通要因によって給水処理設 水貯槽と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、第1保 貯水所及び第2倍管庫・貯水所に設置することにより、熱水処理設 水貯槽と位置的分散を図る設計とする。 水供給設偏の第1貯水槽及び第2貯水槽は、互いに位置的分散を図 とする。	2置要求	第1貯水槽 第2貯水槽	設計方針(多様性: 位 競价分散等(常設重大 事故等対処設備))	0	-	第1 貯水槽 第2 貯水槽	-	-		-	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用され	[3. 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等 (1) 多様性, 位置的分散 b. 可漿型重小事故等対処設 可觀型重大事故等対処設備は、共通要因によって 変計基準事故に対処するための設備の安全機能又 は常設重大事故等対処報側の重大事故を対処す
よって アッラ 分離列 液ガラ	設備の大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースは、共通要因に 同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバック を含めて必要な変量を使用済燃料受えれ・貯蔵建屋。前処理建屋、 展、精製建屋、ウラン・ブルトラム走合機構建及び店が基準屋、 ス固化建屋から100m以上の離隔距離を確保した機変の外部保管エ 分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	设置要求	大型移送ポンプ車 可搬型建屈外ホース	設計方針(多様性、位 運釣分散等 (可練型重 大事故等対処設備))	0	-	大型移送ポンプ車 可搬型建程外ホース	-	-		-	件の下における健全性に関する説明書 3. 多様性、位置的分散 悪影響防止等 (1) 多様性、位置的分散	一般計畫単等似に対処するための政値の安全機能と対処す は常設度・非常栄勢対処領の重大事態で対処す るために必要欠機能と同時にその機能が損なわれ るおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、 可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮し て適切な能力を表し、 以下省略)

						ı			第1回	
項目 番号	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
17 本供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、他の設備から独立して単独で 使用可能とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	第 1 貯水槽 第 2 貯水槽	設計方針(悪影響防止)		- 13. 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等 (2) 悪影響防止等 (2) 悪影響防止 3 (2) 重大本故等対処設備は, 再処理事業所内の他の設備 (安全機能を有する施設・送該重大事故等対処設備) 別次燃料加工施产 2 (2) 表しいの影響を対した設め、1 (2) は、1 (2) に対して悪影響を及ばさない設計とする。	_	-	-	_	-
18 水供給設備の大型移送ポンプ車は、回転体が飛散することを防ぐことで他 の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車	設計方針(悪影響防止)	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 多様性、位置的分散,悪影響防止等			-	-	_	-
屋外に保管する水供給設備の大型移送ポンプ車及び可線型建屋外ホース 19 は、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針(固縛等の措置)	設計方針 (悪影響防止)		(以下省略)	_	-	-	_	-
20 MOX燃料加工施設と共用する水供給設備の第1貯水槽は、重大事故等への対処に必要となる水を供給できる容量を有する設計とする。	機能要求②	第 1 貯水槽	設計方針(悪影響防止) 設計方針(個数及び容量(常設重大事故等対 处設備))			_	-	-	_	-
MOX燃料加工施設と共用する水供給設備の第2貯水槽は、大量の水が必 21 要となる重大事故等・の対処を継続させるために水供給設備の第1貯水槽 へ水を補給できる容量を有する設計とする。	機能要求②	第2貯水槽	設計方針(悪影響防止) 設計方針(個数及び容量(常設重大事故等対 处設備))		【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する 説明書】 電大事故等対処備の個数及び容量について説明	_	-	-	_	-
MOX燃料加工施設と共用する木供給設備の大型移送ボンブ車は、重大事故等への対処に必要となる水を補給するために必要な容量を有する設計とするとともに、保存就は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求②	大型移送ポンプ車	設計方針(悪影響防止) 設計方針(個数及び容量(可搬型重大事故等 対処設備))			-	-	-	_	-
点検保守による特機除外時パックアップについては、同型設備である第2 章 個別項目の「7.3.7 放出動制設備」の「7.3.7.1 放水設備」の大型 移送ポンプ車の点検保守による待機除外時パックアップと兼用する設計と する。	設置要求	大型移送ポンプ車	設計方針(悪影響防 止) 設計方針(個数及び容量(可搬型重大事故等 対処設備))	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における機全性に関する説明書 3. 多様性、位置的分散、悪影響防止等			-	_	_	-
MOX燃料加工施設と共用する水供給設備の可能型種屋外ホースは、重大 事故等への対処に必要となる流路を確保するため、保有数は、必要数及び 予備として故障時のバックアップを含め十分な数量を確保する設計とす る。	設置要求	可搬型建屋外ホース	設計方針(悪影響防止) 設計方針(個数及び容量(可搬型重大事故等 対処設備))		する。 【3. 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 整张響防止】 整张響防止】 重大事故等対処設備は、再処理事業所内の他の設備 領(安会機能を有する施設、当該重大事故等対処 設備以外の重大事故等対処設備。MO総料加工施 級及びMO総幣加工施設の重求故等対処形	- -	-	-	_	-
MOX燃料加工施設と共用する水供給設備のホース原張車は、可樂型建屋 外ホースを運搬できる設計とするとともに、保有数は、必要数として4台 及び予備として放障時のバックアップを4台の合計8台を確保する設計と する。	設置要求	ホース展張車	設計方針(悪影響防止) 設計方針(個数及び容量(可搬型重大事故等 対処設備))		含む。)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。 (以下省略)	_	_	-	_	-
点検保守による特機除外時パックアップについては、同型設備である第2 第 個別項目の「7.2.2 冷却水配備」の「7.2.2.3 代替安全冷却水系」 のホース展振車の点検保守による特機除外時パックアップと兼用する設計 とする。	設置要求	ホース展張車	設計方針(悪影響防止) 設計方針(個数及び容量(可搬型重大事故等 対処設備))			_	-	-	_	-
MOX燃料加工施設と共用する水供給設備の選搬車は、可搬型建屋外ホースを運搬できる設計とするとともに、保有数は、必要数として4台及び予備として故障時のバックアップを4台の合計8台を確保する設計とする。	設置要求	運搬車	設計方針(悪影響防止) 設計方針(個数及び容量(可搬型重大事故等 対処設備))	_		_	-	-	_	-
点検保守による特機除外時パックアップについては、同型設備である第2章 個別項目の「7.2.2 合却水設備」の「7.2.2.3 代替安全冷却水系」の運搬車の点検保守による待機除外時パックアップと兼用する設計とする。	設置要求	連樂車	設計方針(悪影響防止) 設計方針(個数及び容量(可搬型重大事故等 対処設備))			_	-	-	_	-
29 本供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、汽水による腐食を考慮した設計とする。	機能要求①	第1时水槽 第2时水槽	基本方針(環境条件等 (常設重大事故等対処 設備))			_	-	-	-	-
地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる水供給設備の 第1貯水槽及び第2貯水槽は、第1章 共通項目の「9.2 重大事故等対 20 処設備」の「9.2.7 地震を要因とする重大事故等に対する診底の耐震設 計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわ ない設計とする。	冒頭宣言	施設共通 基本設計方針	基本方針(環境条件等 (常設重大事故等対処 設備))	11 1 2 並入学校寺外及政備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 4. 環境条件等 (1) 環境条件	[4. 環境条件等 (1) 環境条件 a.常設重大事 故等対処設備] 言設重大事故等対処設備は、想定される重大事故 等が発生した場合における温度,圧力,湿度,放 射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮で きるよう,その震墜場所(使用場所)に応じた耐擦 境性を有する設計とする。 (以下省略)	女 女 で —	-	-	-	-
水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、外部からの衝撃による損傷を 31 防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に設置し、風(台 風)等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	第1时水槽 第2时水槽	基本方針(環境条件等 (常設重大事故等対処 設備))			_	-	-	-	-

別紙 2

項目番号	基本設計方針 要求種別	主な設備	展開事項	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設)	第2回 申請対象設備 (別設工認② 海洋放出管切り雕し工事)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
17 水供給 使用可	段偏の第1貯水槽及び第2貯水槽は,他の設備から独立して単独で 能とすることにより,他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 機能要求①	第1貯水槽 第2貯水槽	設計方針 (悪影響防止)	0	-	第 1 貯水槽 第 2 貯水槽	-	-	-		【3. 多様性, 位置的分散, 恶影響防止等 (2)
18 水供給の設備	役備の大型移送ポンプ車は、回転体が飛散することを防ぐことで他 機能要求① 悪影響を及ぼさない設計とする。	大型移送ポンプ車	設計方針 (悪影響防 止)	0	-	大型移送ポンプ車	-	-	-	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用され 件の下における健全性に関する説明書 3. 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止	感影響防止】 3条 偏大事故等対起設備は、再処理事業所内の他の設 成保安全機能を有する施設、当該重大事故等対地 設備以外の低率結等対处設備。MSM等加工施設及UMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。以上工態影響を及ぼさない設計とする。 (以下省略)
19 は、竜	保管する水供給設備の大型移送ポンプ車及び可能型種屋外ホース 参により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとるこ 運用要求 の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	施設共通 基本設計方針 (固縛等の措置)	設計方針 (悪影響防 止)	0	-	施設共通 基本設計方針 (固縛等の措置)	-	-	-		OAT BAD
20 MOX: の対処	窓科加工施設と共用する水供給設備の第1貯水槽は、重大事故等へ 機能要求② こ必要となる水を供給できる容量を有する設計とする。	第1貯水槽	設計方針(悪影響防止) 設計方針(個数及び容量(常設重大事故等対 处設備))	0	_	【機能要求②】 第1 貯水槽	-	-	〈容器〉 容量		
21 要とな	巻料加工施設と共用する水供給設備の第2貯水槽は、大量の水が必 成重大事故等への対処を確認させるために水供給設備の第1貯水槽 機能要求② 締給できる容量を有する設計とする。	第 2 貯水槽	設計方針(悪影響防止) 設計方針(個数及び容量(常設重大事故等対 处設備))	0	-	【機能要求②】 第2 貯水槽	-	_	〈容器〉 容量		
22 故等へ	然料加工施設と共用する水供給設備の大型移送ポンプ車は、重大事 の対象に必要となる水を構造するために必要な客盤を有する設計と 機能要求② ともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを 設置要求 うな合数を確保する設計とする。	大型移送ポンプ車	設計方針(悪影響防止) 設計方針(個数及び容量(可樂型重大事故等 対処設備))	0	-	【機能要求②】 大型移送ポンプ車	-	-	〈ポンプ〉 容量		【3. 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等 (2) 悪影響防止】 重大事故等対処設備は, 再処理事業所内の他の設 低行人が終えるような部、光致事も事材等が知り
点検保 章 個 移送ポ する。	中による待機除外時パックアップについては、同型設備である第 2 別項目の「7.3.7 放出抑制設備」の「7.3.7.1 放水設備」の大型 設置要求 / 文軍の点検保守による待機除外時パックアップと兼用する設計と	大型移送ポンプ車	設計方針 (悪影響防止) 設計方針 (個数及び容量 (可樂型重大事故等 対処設備))	0	_	大型移送ポンプ車	-	-	-		
。 事故等	送料加工施設と共用する水供給設備の可搬型建屋外ホースは、重大 の対対に必要となる適路を確保するため、保有数は、必要数及び 設置要求 て放降時のバックアップを含め十分な数量を確保する設計とす	可樂型建屋外ホース	設計方針 (悪影響防止) 設計方針 (個数及び容量 (可樂型重大事故等 対処設備))	0	-	可搬型建屋外ホース	-	-	-	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定模拠に関す 明書 VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用され 作の下における陸全性に関する説明書 3. 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止	
MOX: 外ホー 及び予・ する。	巻料加工施設と共用する水供給設備のホース展展車は、可樂型建駐 スを連繋できる設計とするとともに、保有数は、必要数として4台 設置要求 場として故障時のバックアップを4台の合計8台を確保する設計と	ホース展張車	設計方針 (悪影響防止) 設計方針 (個数及び容量 (可樂型重大事故等 対処設備))	0	-	ホース膜振車	-	-	-	_	
点検保 章 個 のホー とする。	行による待機除外時パックアップについては、同型設備である第2 別項目の「7.2.2 冷却水設備」の「7.2.2.3 代替安全冷却水系」 設置要求 保養権の点機保守による待機除外時パックアップと兼用する設計	ホース展張車	設計方針 (悪影響防止) 設計方針 (個数及び容量 (可樂型重大事故等 対処設備))	0	-	ホース展振車	-	-	-		
27 スを運	巻科加工施設と共用する水供給設備の運搬車は、可線型建屋外ホー 費できる設計とするとともに、保有数は、必要板として4台及び予 設置要求 (故障時のバックアップを4台の合計8台を確保する設計とする。	運搬 車	設計方針 (悪影響防止) 設計方針 (個数及び容量 (可樂型重大事故等 対処設備))	0	-	運搬車	-	-	-		
点検保 章 個 の運搬 る。	守による待機除外時バックアップについては、同型設備である第2 別項員の「7.2.2 冷却水設備」の「7.2.2.3 代替安全冷却水系」 設置要求 必点検保守による特機除外時パックアップと兼用する設計とす	運搬 車	設計方針 (悪影響防止) 設計方針 (個数及び容量 (可樂型重大事故等 対処設備))	0	-	運搬車	-	-	_		
29 水供給計とす	役備の第1貯水槽及び第2貯水槽は,汽水による腐食を考慮した設 機能要求① 5。	第 1 貯水槽 第 2 貯水槽	基本方針(環境条件等 (常設重大事故等対処 設備))	0	-	第1貯水槽 第2貯水槽	-	-	_		
第1貯 30 処設備 計」に	度因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる水供給設備の 水槽及び第2貯水槽は、第1章 共通項目の「9.2 重大事故等対 の「9.2.7 地震を要因とする重大事体等に対する施設の耐震設 基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわ おとすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわ	施設共通 基本設計方針	基本方針(環境条件等 (常設重大事故等対処 設備))	0	-	施設共通 基本設計方針	-	-	_	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用され 件の下における健全性に関する説明書 4、環境条件 (1) 環境条件 a.常設重大事故等対処設備	等が発生した場合における温度,圧力,湿度,放 射線及び荷重を考慮し,その機能が有効に発揮で きるよう,その設置場所(使用場所)に応じた耐環 境性を有する設計とする。
31 防止で	股傷の第1貯水槽及び第2貯水槽は、外部からの衝撃による損傷を さる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に設置し、風(台設置要求 より重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	第 1 貯水槽 第 2 貯水槽	基本方針(環境条件等 (常設重大事故等対処 設備))	0	-	第 1 貯水槽 第 2 貯水槽	-	-	_		(以下省略)

									第1回	
項目 番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	説明対象	申請対象設備 (2項変更①) 仕様表	添付書類	添付書類における記載
32	水供給設備の大型移送ポンプ車は、汽水の影響に対して耐腐食性材料を使 用する設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車	基本方針(環境条件等 (可搬型重大事故等対 処設備))	件の下における健全性に関する説明書	【4. 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可模型重大 事故等对处取備 可模型重大事故等对处股備は, 想定される重大事 故等所発生之体给它は対りる温度, 圧力, 湿度,	_	-	-	-
33	また、水鉄給設備の大型移送ポンプ車は、ストレーナを設置することによ り直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車	基本方針(環境条件等 (可搬型重大事故等対 处設備))	4. 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可樂型重大事故等対処設備	放射線及び衛軍を考慮し、その機能が有効に発揮 できるよう。その設置場所(使用場所)及び保管場 所に応じた崩壊境性を有する設計とする。 (以下省略)		-	-	-
34	屋外に保管する水供給設備の大型移送ポンプ車は、風(台風)及び竜巻に 対して、風(台風)及び竜巻による風管重を考慮し、当該設備の転倒防 止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針 (固縛等の措置)	基本方針(環境条件等 (可搬型重大事故等対 処設備))		【3. 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等 (1) 多様性, 位置约分散 b. 可模型重大事故等对处設	-	-	-	-
35	屋外に保管する水供給設備の可検型建屋外ホースは、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、収納するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針 (固縛等の措置)	基本方針(環境条件等 (可搬型重大事故等対 処設備))	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3、多株性、促産的分散、悪影響防止等 (1) 多様性、位置的分散 助、可樂型重大事故等対処設備	設計基準事故に対処するための設備の安全機能又 は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処す るために必要な機能と同時にその機能が損なわれ るおそれがないよう,共通要因の特性を踏まえ, 可能な限り多様性,独立性,位置的分散を考慮し て適切な措置を講する設計とする。	_	_	-	-
36	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる水供給設備の 大型移送ボンプ車は、第1章 共通項目の「9.2 重大事故等対処設備」 の「9.2.7 地族を要因とする重大事故等に対する施設の研算設計」に基 づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計 とする。。	冒頭宣言	施設共通 基本設計方針	基本方針(環境条件等 (可搬型重大事故等対 处設備))		(以下省略)	-	-	-	-
37	水供給設備の大型移送ボンブ車及び可樂型建屋外ホースは、内部発生機散 物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生機散物の影響を受けない場 所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない 設計とする。	冒頭宣言	施設共通 基本設計方針	基本方針(環境条件等 (可樂型重大事故等対 処設備))	A 環境条件体	【4. 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可接型重大 事故等対処設備] 可接型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生人体身合における温度、圧力、温度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう。その設置場所使用場所及び保管場所に応じた耐震境性を有する設計とする。(以下省略)	_	-	-	-
38	水供給設備の大型移送ポンプ車は、想定される重大事故等が発生した場合 においても操作に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない屋 外で操作可能な設計とする。	設置要求	大型移送ポンプ車	設計方針(環境条件等 (重大事故等対処設備 の設置場所))	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における除全性に関する説明書 4、環境条件等 (5) 可線型重大事故等対処設備の設置場所	4. 環境条件等 (5) 可樂型重大事故等対処設備の設置場所を対象特別認備、想定される重大事態を対象的表別。 研究工作工作、計算においては、計算によりによりによりによりによりによりにおいている。 選及び常設配慮とり検給に支障がない、設定 選手の高くならそれの少ない設置 場所の選定、当該設備の設置場所へ必要能の設置 場所の選定、当該設備の設置場所で機作 可能な設計、運搬設備を有する中央刺刺車、使用 網室並びに緊急助等が展示で機作可能と設計により 減燃料の受入地面投入所、施設を研究を設定しまり、 減燃料の受入地面投入所、施設を研究を設定しまり、 地域が可能な設計とする。 (以下省略)	-	_	-	_
39	水供給設備の大型移送ポンプ車及び可能型建屋外ホースは、簡便なコネク タ接続に載っすることにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が 可能な設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車 可搬型連盤外ホース	設計方針(操作性の確 保)	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条 作の下における鍵全性に関する説明書 5. 操作性欠対験・検査性 (1) 操作性の確保	【5. 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性の確保】 展】 重大事故等対处設備は、手順書の整備、訓練・教育により、想定される重大事故等が発生した場合においても、確認に操作でき、事業情定(変更許可申請書!/ハ、再処理施設において状態料物質に必要な施路外域になることその他の事故が発生した協致を対しておいて必要な施設を対しておいる当該事故に対処するために必要な施設と想定時間内で、アクセスルートの確保を含め重くと想定時間内で、アクセスルートの確保を含め重く(以下省略)		-	_	-
40	水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、通常時において、重大事故等 への対処に必要な機能を確認するため、水位を定期的に確認することがで きる設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保修等が可能な 設計とする。		第 1 貯水槽 第 2 貯水槽	設計方針 (試験・検査 性)	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 5. 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【5. 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査	-	-	-	-
41	水供給設備の大型移送ポンプ車は、通常時において、重大事故等への対処 に必要な機能を確認するため、外観点検、員数確認、性能確認、分解点検 等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保修等が 可能な設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車	設計方針(試験・検査 性)		件】		-	-	-
42	水供給設備の大型移送ポンプ車は、車両として運転状態の確認及び外観の 確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保修等 が可能な設計とする。	· 機能要求①	大型移送ポンプ車	設計方針(試験・検査 性)		100-1 3707	_	-	-	-

別紙 2

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (別設工設① 第2ユーティリティ建屋に係る施設)	第2回 申請対象設備 (別設工認② 海洋放出管切り雕し工事)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
32 水供給設備の大3 用する設計とする	型移送ポンプ車は、汽水の影響に対して耐腐食性材料を使 る。	機能要求①	大型移送ポンプ車	基本方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対 処設備))	0	-	大型移送ポンプ車	-	-	-	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される 作の下における健全性に関する説明書	【4. 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可樂型重大 事故等対処設備】 可樂型重大事故等対処設備1、想定される重大事 故等が発生した場合における遺皮、圧力、湿度 放射線及で荷重を考慮し、その機能所有効に発揮 できるよう、その設置場所(使用場所)及び保管場 所に応じた耐環境性を有する設計とする。 (以下省路)
33 また、水供給設( り直接取水する)	備の大型移送ポンプ車は、ストレーナを設置することによ 係の異物の流入防止を考慮した設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車	基本方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対 処設備))	0	-	大型移送ポンプ車	-	-	-	- 4. 環境条件等 (1) 環境条件 b.可報型重大事故等対処設備	
34 対して,風(台)	水供給設備の大型移送ポンプ車は、風(台風)及び竜巻に 風)及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防 電を講して保管する設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針 (固縛等の措置)	基本方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対 処設備))	0	-	施設共通 基本設計方針 (固縛等の措置)	-	-	-		【3. 多樣性, 位置的分散, 悪影響防止等 (1) 多様性, 位置的分散 b. 可樂型重大事故等效処部
35 に対して,風(7	水供給設備の可線型建屋外ホースは、風(台風)及び竜巻 ち起)及び竜巻による風荷重を考慮し、収納するコンテナ 坊止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針 (固縛等の措置)	基本方針(環境条件等 (可樂型重大事故等対 処設備))	0	-	施設共通 基本設計方針(固縛等の措置)	-	-	-	VI-I-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される 作の下における確全性に関する設明書 3.多様性、位置的分散、悪影響防止等 (1)多様性、位置的分散 b.可樂型重大事故等対処設備	条 可樂型電大事故等対処設備は、共通要因によって 設計基準事故に対処するための設備の安全機能更 は常設置・事故等対処するための設備の安全機能更 るために必要な機能と同時にその機能が損なわれる るおそれがないよう、共通要因の特性の婚主え、 可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮し て適切が措置を講する設計とする。
大型移送ポンプ 36 の「9.2.7 地震	5重大事故等が発生した場合に対処に用いる水供給設備の 非は、第1章 共通項目の「9,2 重大事故等対処設備」 を要因とする重大事故等に対する施設の両親設計・に基 ことで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計	冒頭宣言	施設共通 基本設計方針	基本方針(環境条件等 (可 <u>排型</u> 重大事故等対 処設備))	0	-	施設共通 基本設計方針	-	-	-		以下省略)
水供給設備の大 物の影響を考慮 所に発音するこ 設計とする。	型移送ボンブ車及び可樂型建屋外ホースは、内部発生飛散 し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場 とにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない	目頭宣言	施設共通 基本設計方針	基本方針(環境条件等 (可漿型重大事故等対 処設備))	0	-	施設共通 基本設計方針	-	-	-	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される 件の下における健全性に関する設明書 4、環境条件 (1) 環境条件 b.可樂型重大事故等対処設備	【4. 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可樂型重大 事故等外处設備] 「鞭型重大事故等対处設備は、想定される重大事 故等が発生した場合における温度、圧力、速度、 放射線及び確重を考慮し、その機能が有効に発揮 できるよう。その設備制所、使用場所、炎の保管域 所に応じた副環境性を有する設計とする。 (以下看略)
水供給設備の大38 においても操作可能なf	塑移送ポンプ車は、想定される重大事故等が発生した場合 こ支障がないように、終量率の高くなるおそれの少ない屋 段計とする。	設置要求	大型移送ポンプ車	設計方針(環境条件等 (重大事故等対処設備 の設置場所))	0	_	大型移送ポンプ車	_	_	_	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される 件の下における健全性に関する説明書 4、環境条件等 (5) 可樂型重大事故等対処設備の設置場所	【4. 環境条件等 (5) 可能型重大事故等対処設備の設度振行】 可能型重大事故等対処設備は、規定される重大事故等が発した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、新条量中の海で、なるおされの少ない設置等により認設値の設置場所で機下可能な設計、連載設備の設度場所での連載・設定は設備の設度を有する中央制御室、使用対性が可能が設定した。 対性が与交入礼施設及び貯蔵施設の側側車型が開始で、 対性が与交入礼施設及び貯蔵施設の側側車型がにより、当該設備の設度及び常設設備との 技統が可能な設計とする。 (以下省略)
水供給設備の大大 39 夕稜線に統一す 可能な設計とす	製移送ポンプ車及び可機型建屋外ホースは、簡便なコネク ろことにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が る。	機能要求①	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース	設計方針(操作性の確 保)	0	-	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース	-	-	-	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される 件の下における健全性に関する説明書 5. 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性の確保	(5. 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性の確保) 重大事故等対処設備は、手順書の整備、訓練・教育により、想定される重大事故等が発生した場合 (4. においても、確実に操作でき、事業指定(変更計 の)申請書「八、再処理施設において統禁料物質 が臨界状態になることその他の事故が発生した業 (4. によっとなるとなる。 (4. によっとなる。) (4. によっとなる。)
水供給設備の第 への対処に必要 きる設計とする。 設計とする。	1 貯水槽及び第 2 貯水槽は、通常時において、重大事故等 な機能を確認するため、水位を定期的に確認することがで また、当該機能を健全に維持するため、保修等が可能な	機能要求①	第 1 貯水槽 第 2 貯水槽	設計方針(試験·検査性)	0	-	第 1 B7水槽 第 2 B7水槽	-	-	-		【5 編作性及下弦響 - 給本経 (9) 計略 - 給本
水供給設備の大3 に必要な機能を4 等が可能な設計。 可能な設計とする	型移送ポンプ車は、通常時において、重大事故等への対処 確認するため、外観点検、員数確認、性能確認、分解点検 とする。また、当該機能を健全に維持するため、保修等が 3。	機能要求①	大型移送ポンプ車	設計方針(試験・検査性)	0	-	大型移送ポンプ車	-	-	_	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される 作の下における健全性に関する説明書 5. 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	[5. 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性] 性] 医工事故等対処設備は、通常時において、重大事故等外の対処に必要な機能を確認するための試験又は検査並びに当該機能を健定するための保持及が実施と繁定ささるいの保持及が実施と実施できるよう、機能・性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等ができる構造とする。
水供給設備の大3 42 確認が可能な設計 が可能な設計と	慰移送ポンプ車は、車両として運転状態の確認及び外観の 計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保修等 する。	機能要求①	大型移送ポンプ車	設計方針 (試験・検査性)	0	-	大型移送ボンブ車	-	-	_	凡例	

凡例 ○ : 「説明対象」について ○ : 当該申請回次で記載と追記する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目 △ : 当該申請回次以前から記載しており、記載内容に変更がない項目 ー : 当該申請回次で記載しない項目

# 別紙3

基本設計方針の添付書類への展開

(第四十五条 重大事故等への対処に必要な水の供給設備)

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項		展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項	
2	設計基準事故への対処に必要な水源とは別に、重大事故等への対処に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、重大事故等対処設備に対して重大事故等への対処に必要となる十分な量の水を供給できる重大事故等対処設備として、水供給設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針						
3	重大事故等が発生し、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に係る蒸発乾固への対処、燃料貯蔵ブール等の冷却機能又は注水機能の喪失若しくは燃料貯蔵ブール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵ブール等の水位が低下した場合の対処、燃料貯蔵ブール等の水位が低下した場合の燃料貯蔵ブール等の水位が低下した場合の燃料貯蔵ブール等の水位が異常に低下した場合の燃料貯蔵ブール等の水の水のスプレイ、大気中への放射性物質の放出を抑制するための対処及び再処理施設の各建物周辺における航空機衝突はよる航空機燃料火災、化学火災へ対応するための対処並びに重大事故等への対処を継続するために水を補給する対処が発生した場合において、対処に必要となる水源を確保するために水供給設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針			2. 基本方針	【2. 基本方針】 ・設計基準事故への対処に必要な水源とは別に、重大事故等への対処に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、重大事故等対処設備に対して重大事故等への対処に必要となる十分な量の水を供給できる重大事故等対処設備に対して重大事故等への対処に必要となる十分な量の水を供給できる重大事、電大事故等が発生し、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・ブルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に係る蒸発範固への対処、燃料貯蔵ブール等の冷却機能又は注水機能の喪失若しくは燃料貯蔵ブール等からの小長な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵ブール等の本位が異常に低下した場合の燃料貯蔵ブール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵ブール等の水位で上場合の燃料貯蔵ブール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵ブール等への水位の大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵ブール等へのが大量の水の調といる他の要因により燃料貯蔵ブール等へのが大量の水の漏といるの他の要因により燃料貯蔵ブール等への水位が異常に低下した場合の燃料貯蔵ブール等への水のスプレイ、大気中への放射性物質の放出をが動するための大とのスプレイ、大気中への放射機の近における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災へ対応するために水を補給する対処が発生した場合において、対処に必要となる水源を確保するために水を補給する方めに水を補給する対処が発生した場合において、対処に必要となる水源を確保するために水化総設備を設ける設計とする。・水供給設備は、第1貯水槽、第2貯水槽、大型移送ボンブ車、可機型建屋水・ス・ホース、ホース展張車及び運搬車で構成し、重大事故等への対処に必要となる十分な量の水を供給できる設計とする。・水供給設備の一部である第1貯水槽は、第1保管庫・貯水所の主要構造は、地上2階の建物とする設計とする。また、第1保管庫・貯水所のは、1階に保管エリアを有する設計とする。		
4	水供給設備は,第1貯水槽,第2貯水槽,大型移送ポンプ車,可搬型建屋外ホース,ホース展張車及び運搬車で構成し,重大事故等への対処に必要となる十分な量の水を供給できる設計とする。	機能要求①機能要求②	第1貯水槽 第2貯水槽 大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース ホース展張車 運搬車	基本方針				※補足すべき事項の対象なし	
8	水供給設備の一部である第1貯水槽は、第1保管庫・貯水所の地下に設置する設計とする。 第1保管庫・貯水所の主要構造は、地上2階の建物とする設計とする。 また、第1保管庫・貯水所は、1階に保管エリアを有する設計とする。	設置要求	第1保管庫・貯水所 第1貯水槽				・水供給設備の一部である第2 貯水槽は、第2 保管庫・貯水所の地下に設置する設計とする。 第2 保管庫・貯水所の主要構造は、地上2階の建物とする設計とする。また、第2 保管庫・貯水所は、1 階に保管エリアを有する設計とする。		
10	水供給設備の一部である第2貯水槽は、第2保管庫・貯水所の地下に設置する設計とする。 第2保管庫、貯水所の主要構造は、地上2階の建物とする設計とする。 また、第2保管庫・貯水所は、1階に保管エリアを有する設計とする。	設置要求	第2保管庫・貯水所 第2貯水槽						
7	重大事故等への対処に必要となる水源を確保するため、水供給設備には第1貯水槽及び第2貯水槽を設置する設計とする。	設置要求	第1貯水槽 第2貯水槽		VI-1-8-3 重大 事故等への対処 に必要となる水 の供給設備に関 する説明書	よる小派の健保に使用する設備及び関 連型機ので拡張計	[3.1 重大事故等、の別処に必要となる水源の確保 3.1.1 重大事故等への対処に必要となる水源の確保に使用する設備及び関連設備の系統設計 3.1.1 水供給設備] ・重大事故等への対処に必要となる水源を確保するため、水供給設備として第1貯水槽及び第2貯水槽を設置する設	※補足すべき事項の対象なし	
12	重大事故等への対処を継続して行うために、重大事故等へ対処する水源である第1貯水槽へ水を補給するため、第2貯水槽の水を大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースを経由して、第1貯水槽へ補給できる設計とする。	機能要求①機能要求②	第1貯水槽 第2貯水槽 大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース	歌叫七台		3.2 第2貯水槽を水の補給源とした 第1貯水槽への水の補給 3.2.1 第2貯水槽を水の補給源とした第1貯水槽での水の補給 設備及び関連設備の系統設計 3.2.1.1 水供給設備	【3.2 第2貯水槽を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給 3.2.1 第2貯水槽を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給に使用する設備及び関連設備の系統設計 3.2.1.1 水供給設備】 ・重大事故等への対処を継続して行うために、重大事故等へ対処する水源である第1貯水槽へ水を補給するため、第2貯水槽の水を大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースを経由して、第1貯水槽へ補給できる設計とする。	※補足すべき事項の対象なし	
13	重大事故等への対処を継続して行うために,重大事故等へ対処する水源である第1貯水槽へ水を補給するため,敷地外水源から水を大型 移送ポンプ車及び可樂型建屋外ホースを経由して,第1貯水槽へ補給できる設計とする。	機能要求①機能要求②	第1貯水槽 大型移送ポンプ車 可搬型種屋外ホース	設計方針			3.3 敷地外水源を水の補給源とした 第1貯水槽への水の補給 3.3.1 敷地外水源を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給に使用する 設備及び関連設備の系統設計 3.3.1.1 水供給設備	【3.3 敷地外水源を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給 3.3.1 敷地外水源を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給に使用する設備及び関連設備の系統設計 3.3.1.1 水供給設備】 ・重大事故等への対処を継続して行うために、重大事故等へ対処する水源である第1貯水槽へ水を補給するため、敷地外水源から水を大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースを経由して、第1貯水槽へ補給できる設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
5	重大事故等への対処に必要な水を供給するための対処として、水供給設備の他、計測制御設備の可搬型貯水槽水位計等並びに補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽及び軽油用タンクローリを使用する設計とする。なお、計測制御設備については第2章 個別項目の「4.1 計測制御設備」に、補機駆動用燃料補給設備については第2章 個別項目の「7.1.1 電気設備」の「7.1.1.11 補機駆動用燃料補給設備」に示す。	冒頭宣言	基本方針	基本方針		3.1.1 重大事故等への対処に必要となる水源の確保に使用する設備及び関連設備の系統設計 3.1.1 第 2 計測制御設備 3.2.1 第 2 財水槽を水の補給源とした第1財水槽への水の補給に使用する設備及び関連設備の系統設計 3.2.1.2 補機駆動用総料補給設備 3.2.1.3 計測制御設備 3.3.1 敷地外水源を水の補給源とした第1財水槽への水の補給に使用する設備及び防運設備の系統設計 3.2.1.3 計測制御設備 3.3.1 敷地外水源を水の補給源とした第1財水槽の水の補給に使用する設備及び防運設備の系統設計 3.2.1.2 補機駆動用燃料補給設備 3.3.1.3 計測制御設備	【3.1.1 重大事故等への対処に必要となる水源の確保に使用する設備及び関連設備の系統設計 3.1.1.2 計測制御設備】 (3.2.1 第2 貯水槽を水の補給源とした第1 貯水槽への水の補給に使用する設備及び関連設備の系統設計 3.2.1.3 計測制御開創 【3.3.1 敷地外水源を水の補給源とした第1 貯水槽への水の補給に使用する設備及び関連設備の系統設計 3.3.1.3 計測制御設備 】 ・ 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に使用する計測制御設備について説明する。 【3.2.1 第2 貯水槽を水の補給源とした第1 貯水槽への水の補給に使用する設備及び関連設備の系統設計 3.2.1.2 補機駆動用燃料補給設備 】 (3.3.1 敷地外水源を水の補給源とした第1 貯水槽への水の補給に使用する設備及び関連設備の系統設計 3.2.1.2 補機駆動用燃料補給設備 】 ・ 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に使用する補機駆動用燃料補給設備 】 ・ 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に使用する補機駆動用燃料補給設備について説明する。	※補足すべき事項の対象なし	
4	水供給設備は、第1貯水槽、第2貯水槽、大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース、ホース展張車及び運搬車で構成し、重大事故等への 対処に必要となる十分な量の水を供給できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	第1貯水槽 第2貯水槽 大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース ホース展展車 運搬車		VI-2-3 系統図 VI-2-4 配置図 VI-2-5 構造図		【V-2-3 系統図、V-2-4 配置図、V-2-5 構造図】 ・水供給設備の系統構成、設置場所について、系統図、配置図にて説明する。 ・水供給設備の構造について、構造図にて説明する。	※補足すべき事項の対象なし	

別紙3①

(第四十五条 重大事故等への対処に必要な水の供給設備)

項目番号	基本設計方針	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
15	本供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、共通要因によって給水処理設備の純水貯槽と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に設置することにより、給水処理設備の純水貯槽と位置的分散を図る設計とする。 また、水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、互いに位置的分散を図る設計とする。	第1貯水槽第2貯水槽	設計方針(多條性,位置的分散等(常設重大事故等対処設備))	3. 多様性, 位置的分散, 悪影響防止 等	【3. 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等 (1) 多様性, 位置的分散】 ・重大事故等対処設備は, 共通要因の特性を踏まえた設計とする。共通要因としては, 重大事故等における条件, 自 と 然現象, 人為事象, 周辺に設置又は保管している設計基準事故に対処するための設備, 重大事故等対処設備, 自主対 策設備からの影響(以下, 同2)機器等からの影響(という) 及び事業指定(変更許可)を受けた安全機能を有する施 策設備からの影響(という) 及び事業指定(変更許可)を受けた安全機能を有する施	※補足すべき事項の対象なし
16	水供給設備の大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースは、共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・ブルトニウム混合脱硝 設置要求 健量及び高レベル廃液ガラス固化建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を 図る設計とする。	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース	設計方針(多様性,位置的分散等 (可機型走大事故等対処設備))	(1) 多樣性, 位置的分散	設の設計において想定した規模よりも大きい規模(以下「設計基準より厳しい条件」という。)の要因となる事象を考慮する。 (以下省略)	
34	屋外に保管する水供給設備の大型移送ポンプ車は、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備 の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。 運用要求	施設共通 基本設計方針 (固縛等の措置)				
35	屋外に保管する水供給設備の可搬型建屋外ホースは、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、収納するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。 運用要求	施設共通 基本設計方針 (固縛等の措置)	基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設 備))	3. 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等 (1) 多様性, 位置的分散 b. 可搬型重大事故等対処設備	【3. 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (1) 多様性、位置的分散 b. 可搬型重大事故等対処設備】 ・可機型重大事故等対処設備は、共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故 等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の 特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。 (以下省略)	※補足すべき事項の対象なし
36	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる水供給設備の大型移送ポンプ車は、第1章 共通項目の「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能 を損なわない設計とする。。	施設共通 基本設計方針				
9	第1保管庫・貯水所は、MOX燃料加工施設と共用する。 MOX燃料加工施設と共用する第1保管庫・貯水所は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し、第1貯水槽を設置できる十分な容量を有する設計とすることで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。また、第1保管庫・貯水所の保管エリアは、再処理施設及びMOX燃料加工施設の必要な重大事故等対処設備が十分保管できる容量を有する設計とすることで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	第1保管庫·貯水所 第1貯水槽				
11	第2保管庫・貯水所は、MOX燃料加工施設と共用する。 MOX燃料加工施設と共用する第2保管庫・貯水所は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し、第2貯水槽を設置できる十分な容量を有する設計とすることで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。 また、第2保管庫・貯水所の保管エリアは、再処理施設及びMOX燃料加工施設の必要な重大事故等対処設備が十分保管できる容量を有する設計とすることで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	第2保管庫·貯水所 第2貯水槽				
14	水供給設備は、MOX燃料加工施設と共用する。 MOX燃料加工施設と共用する水供給設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮 し、十分な数量及び容量を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	第1貯水槽 第2貯水槽 大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース 運搬車 ホース展張車				
17	水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は,他の設備から独立して単独で使用可能とすることにより,他の設備に悪影響を及ぼさない設 散とする。	第1 貯水槽 第2 貯水槽	VI-1-1-4-2 重 大事故等対処設 備が使用される 条件の下におけ			
18	水供給設備の大型移送ポンプ車は、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 機能要求①	大型移送ポンプ車	る健全性に関する説明書			
19	屋外に保管する水供給設備の大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースは、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置 をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	施設共通 基本設計方針 (固縛等の措置)				
20	MOX燃料加工施設と共用する水供給設備の第1貯水槽は、重大事故等への対処に必要となる水を供給できる容量を有する設計とする。 機能要求②	第1貯水槽	設計方針 (悪影響 防止)	3. 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等 (2) 悪影響防止	[3. 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等 (2) 悪影響防止] 出 重大事故等対処設備は, 再処理事業所内の他の設備(安全機能を有する施設, 当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備, MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。 (以下省略)	※補足すべき事項の対象なし
21	MOX燃料加工施設と共用する水供給設備の第2貯水槽は、大量の水が必要となる重大事故等への対処を継続させるために水供給設備の 第1貯水槽へ水を補給できる容量を有する設計とする。 機能要求②	第2貯水槽				
22	MOX燃料加工施設と共用する水供給設備の大型移送ポンプ車は、重大事故等への対処に必要となる水を補給するために必要な容量を有 技能要求② 対る設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。 設置要求	大型移送ポンプ車				
23	点検保守による待機除外時バックアップについては、同型設備である第2章 個別項目の「7.3.7 放出抑制設備」の「7.3.7.1 放水設 備」の大型移送ポンプ車の点検保守による待機除外時バックアップと兼用する設計とする。	大型移送ポンプ車				
24	MOX燃料加工施設と共用する水供給設備の可搬型建屋外ホースは、重大事故等への対処に必要となる流路を確保するため、保有数は、 必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な数量を確保する設計とする。	可搬型建屋外ホース				
25	MOX燃料加工施設と共用する水供給設備のホース展張車は、可搬型建屋外ホースを運搬できる設計とするとともに、保有数は、必要数 として4台及び予備として故障時のバックアップを4台の合計8台を確保する設計とする。	ホース展張車				
26	点検保守による待機除外時バックアップについては、同型設備である第2章 個別項目の「7.2.2 冷却水設備」の「7.2.2.3 代替安全 冷却水系」のホース展張車の点検保守による待機除外時バックアップと兼用する設計とする。	ホース展張車				
27	MOX燃料加工施設と共用する水供給設備の運搬車は、可搬型建屋外ホースを運搬できる設計とするとともに、保有数は、必要数として 4台及び予備として故障時のバックアップを4台の合計8台を確保する設計とする。	運搬車				
28	点検保守による待機除外時パックアップについては、同型設備である第2章 個別項目の「7.2.2 冷却水設備」の「7.2.2.3 代替安全 冷却水系」の運搬車の点検保守による待機除外時パックアップと兼用する設計とする。	運搬車				
				1		

別紙3①

(第四十五条 重大事故等への対処に必要な水の供給設備)

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項		展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
29	水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は,汽水による腐食を考慮した設計とする。	機能要求①	第1貯水槽 第2貯水槽					
	也繋を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は,第1章 共通項目の「9.2 重大 事故等対処設備」の「9.2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必 要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	施設共通 基本設計方針	基本方針 (環境条件等(常設重大事故等対処設備))		4. 環境条件等 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【4. 環境条件等 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度, 圧力, 湿度, 放射線及び荷重を考 慮し、その機能が有効に発揮できるよう, その設置場所(使用場所)に応じた耐環境性を有する設計とする。 (以下省略)	※補足すべき事項の対象なし
31	水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は,外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に設置 し,風(台風)等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	第1貯水槽 第2貯水槽					
32	水供給設備の大型移送ポンプ車は,汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車					
33	また,水供給設備の大型移送ポンプ車は,ストレーナを設置することにより直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車	基本方針(環境条件等(可搬型重大 事故等対処設 備))		4. 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【4、環境条件等 (1) 環境条件 b. 可線型重大事故等対処設備】 可機型重大事故等対処論情は、想定される重大事故等が発生した場合における温度, 圧力, 湿度, 放射線及び荷重を 考慮し、その機能が有効に発揮できるよう, その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計と する。 (以下省略)	※補足すべき事項の対象なし
37	水供給設備の大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースは、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を 受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	施設共通 基本設計方針		# 4 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (			
38	水供給設備の大型移送ポンプ車は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な設計とする。	設置要求	大型移送ポンプ車				【4. 環境条件等 (5) 可搬型重大事故等対処設備の設置場所】 可難型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設 置及び常設設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない設置 場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作 可能な設計、遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制 御室並びに緊急時対策所で操作可能な設計により、当該設備の設置及び常設設備との 接続が可能な設計とする。 (以下省略)	※補足すべき事項の対象なし
39	水供給設備の大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースは,簡便なコネクタ接続に統一することにより,速やかに,容易かつ確実に現場 での接続が可能な設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース	設計方針(操作性 の確保)		5. 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性の確保	【5. 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性の確保】 電大事故等対処設備は、手順書の整備、訓練・教育により、想定される重大事故等が発生した場合においても、確実 に操作でき、事業指定(変更許可)申請書「八、再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が 発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」で考慮した要員数と想定 時間内で、アクセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。 (以下省略)	※補足すべき事項の対象なし
40	水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は,通常時において,重大事故等への対処に必要な機能を確認するため,水位を定期的に確認することができる設計とする。また,当該機能を健全に維持するため,保修等が可能な設計とする。	機能要求①	第1貯水槽 第2貯水槽				【5. 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】	
41	水供給設備の大型移送ポンプ車は,通常時において,重大事故等への対処に必要な機能を確認するため,外観点検,員数確認,性能確 認,分解点検等が可能な設計とする。また,当該機能を健全に維持するため,保修等が可能な設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車	設計方針 (試験・ 検査性)		5. 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	重大事故等対処設備は、通常時において、重大事故等への対処に必要な機能を確認するための試験又は検査並びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できるよう、機能・性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等ができる構造とする。	※補足すべき事項の対象なし
42	水供給設備の大型移送ポンプ車は、車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保修等が可能な設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車				(以下省略)	
14	水供給設備は、MOX燃料加工施設と共用する。 MOX燃料加工施設と共用する水供給設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮 し、十分な数量及び容量を確保することで,共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	第1貯水槽 第2貯水槽 第2貯水槽 大型移送ボンブ車 可搬型建屋外ホース 運搬車 ホース展張車	設計方針(個数及 び容量)				
20	MOX燃料加工施設と共用する水供給設備の第1貯水槽は,重大事故等への対処に必要となる水を供給できる容量を有する設計とする。	機能要求②	第1貯水槽	設計方針(個数及				
21	MO X燃料加工施設と共用する水供給設備の第2貯水槽は,大量の水が必要となる重大事故等への対処を継続させるために水供給設備の 第1貯水槽へ水を補給できる容量を有する設計とする。	機能要求②	第2貯水槽	_ び容量(常設重大 事故等対処設 備))				
22	MOX燃料加工施設と共用する水供給設備の大型移送ポンプ車は、重大事故等への対処に必要となる水を補給するために必要な容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	大型移送ポンプ車					< 可條型雑屋外ホースの数量の補足説明>
23	点検保守による待機除外時バックアップについては,同型設備である第2章 個別項目の「7.3.7 放出抑制設備」の「7.3.7.1 放水設 備」の大型移送ポンプ車の点検保守による待機除外時バックアップと兼用する設計とする。	設置要求	大型移送ポンプ車		VI-1-1-3 設備 別記載事項の設 定根拠に関する 説明書		【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	⇒可搬型建屋外ホースが適切な本数所持できていることについて補足説明する。 ・重事12【大型移送ポンプ車,可搬型中型移送ポンプ等に使
24	MOX燃料加工施設と共用する水供給設備の可搬型建屋外ホースは,重大事故等への対処に必要となる流路を確保するため,保有数は, 必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な数量を確保する設計とする。	設置要求	可搬型建屋外ホース					用する可搬型ホースの保有数の考え方について】
25	MOX燃料加工施設と共用する水供給設備のホース展張車は、可搬型建屋外ホースを運搬できる設計とするとともに、保有数は、必要数として4台及び予備として故障時のバックアップを4台の合計8台を確保する設計とする。	設置要求	ホース展張車	設計方針(個数及 び容量(可搬型重 大事故等対処設 備))	型重			
26	点検保守による待機除外時バックアップについては、同型設備である第2章 個別項目の「7.2.2 冷却水設備」の「7.2.2.3 代替安全 令却水系」のホース展張車の点検保守による待機除外時バックアップと兼用する設計とする。	設置要求	ホース展張車					
27	MOX燃料加工施設と共用する水供給設備の運搬車は、可搬型建屋外ホースを運搬できる設計とするとともに、保有数は、必要数として 4 台及び予備として故障時のバックアップを 4 台の合計 8 台を確保する設計とする。	設置要求	運搬車					
28	点検保守による待機除外時バックアップについては,同型設備である第2章 個別項目の「7.2.2 冷却水設備」の「7.2.2.3 代替安全 令却水系」の運搬車の点検保守による待機除外時バックアップと兼用する設計とする。	設置要求	運搬車					

別紙3①

(第四十五条 重大事故等への対処に必要な水の供給設備)

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
第2章 個別項目 7. その他再処理設備 7.3 その他の主要な 1 7.3 米 休給設備 水供給設備の設計に係 「5. 火災等による損 よる損傷の防止」及ひ		冒頭宣言	-		-	-	_
水源からの水の移送ル 6 冷却水系」, 「1.2.1 備」の「7.3.7.1 放	・ ト及び移送のために用いる設備については、第2章 個別項目の「7.2.2 冷却水設備」の「7.2.2.3 代替安全 使用済燃料貯蔵設備」の「1.2.1.6 代替注水設備」及び「1.2.1.7 スプレイ設備」並びに「7.3.7 放出抑制設 水設備」及び「7.3.7.2 注水設備」に示す。	冒頭宣言	基本方針		_	-	_

別紙3①

再処理目次		記載概要		申請回次		
1. 1.1 1.1.1 (1) a. (a) イ. (イ)以	再処理添付書類構成案		1回 第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要	補足説明資料
1. 1.1 1.1.1 (1) a. (a) 1. (1)	その他の説明書		1回 第1回 記載概要	스 띈	第2回 記載與安	
VI	C 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10					
	説明書					
VI-1						
VI-1-1	各施設に共通の説明書					
	20. (HPD) 27 (Node) 27 (20. (1) 110 110 110 110 110 110 110 110 110 1	1. (II.AA 20.144 or 20.45444 44 to 20.554 100 to 4				
	設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	水供給設備の設定根拠について説明する。				
						<可搬型建屋外ホースの数量の補足説明>
						⇒可搬型建屋外ホースが適切な本数所持できていることについて補足説明する。
VI-1-1-3			<ul><li>対象となる設備がないため記載事項なし</li></ul>	0	水供給設備の設定根拠について説明する。	・重事12【大型移送ポンプ車, 可搬型中型移送
						ポンプ等に使用する可搬型ホースの保有数の考え
						方について】
	<u> </u>					
VI-1-1-4-2	重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書					
	多様性,位置的分散,悪影響防止等					
3.	罗林江, 也画的力队, 心形曾初工守					
	多樣性,位置的分散	【重大事故等対処設備の多様性,位置的分散】			【重大事故等対処設備の多様性、位置的分散】	
(1)		重大事故等対処設備の多様性,位置的分散等について説明する。	<ul><li>対象となる設備がないため記載事項なし</li></ul>	0	重大事故等対処設備の多様性,位置的分散等について説明する。	
	悪影響防止	【重大事故等対処設備の悪影響防止】			【重大事故等対処設備の悪影響防止】	
(2)		重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。	- 対象となる設備がないため記載事項なし	0	【重大事故等対処設備の悪影響防止】 重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。	
4	環境条件等					
4.						
(1)	環境条件	【重大事故等対処設備の環境条件】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	<ul><li>対象となる設備がないため記載事項なし</li></ul>	0	【重大事故等対処設備の環境条件】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	
	操作性及び試験・検査性	aby 47 (94 (747 (94 (94 ) 1 ) 1 ) (1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1			里人争似寺対処試開の現現来件寺について説明する。	
5.	探TFI主及 ()					
	操作性の確保	【重大事故等対処設備の操作性の確保】			【重大事故等対処設備の操作性の確保】	
(1)	2741 1.22 - 19871-	【重大事故等対処設備の操作性の確保】 重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。	<ul><li>対象となる設備がないため記載事項なし</li></ul>	0	重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。	
	試験・検査性	【重大事故等対処設備の試験・検査性】		_	【重大事故等対処設備の試験・検査性】	
(2)		重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	- 対象となる設備がないため記載事項なし	0	重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	
VI-1-8	その他の再処理施設に関する説明書					
VI=1-0						
VI-1-8-3	重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に関する説明書					
	概要	form:				
1.	<b>奴娶</b>	【概要】 水の供給設備に関する説明書の概要について説明する。	<ul><li>対象となる設備がないため記載事項なし</li></ul>	0	【概要】 水の供給設備に関する説明書の概要について説明する。	
	基本方針	【基本方針】				
2.	E-1-97 F1	水の供給設備についての基本方針について説明する。	<ul><li>対象となる設備がないため記載事項なし</li></ul>	0	【基本方針】 水の供給設備についての基本方針について説明する。	
	重大事故等への対処に必要となる水の供給設備					
3.						
	重大事故等への対処に必要となる水源の確保	【重大事故等への対処に必要となる水源の確保】 重大事故等への対処に必要となる水源の確保について説明する。			【重大車が築への対処に必要とたる水頂の確保】	
3. 1		里人争似等への対処に必要となる小原の確保について説明する。	<ul><li>対象となる設備がないため記載事項なし</li></ul>	0	【重大事故等への対処に必要となる水源の確保】 重大事故等への対処に必要となる水源の確保について説明する。	
	重大事故等への対処に必要となる水源の確保に使用する設備及び関連設備の系統設計	【重大事故等への対処に必要となる水源の確保に使用する設備】 重大事故等への対処に必要となる水源の確保に使用する設備について説明する。				
3. 1. 1		重大事故等への対処に必要となる水源の確保に使用する設備について説明する。	<ul><li>対象となる設備がないため記載事項なし</li></ul>	0	【重大事故等への対処に必要となる水源の確保に使用する設備】 重大事故等への対処に必要となる水源の確保に使用する設備について説明する。	
	第2貯水槽を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給	【第2貯水槽を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給】				
3. 2	20 2 27 37 日 5 3 5 7 mm 4 m C O C 24 1 対 1 3 1 3 1 日 - 5 2 3 2 7 3 2 1 1 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3 3 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	第2貯水槽を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給について説明する。	<ul><li>対象となる設備がないため記載事項なし</li></ul>	0	【第2貯水槽を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給】	
	Managh I Man	The out the standard			第2貯水槽を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給について説明する。	
3. 2. 1	第2貯水槽を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給に使用する設備及び関連設備の系統設計	【第2 貯水槽を水の補給源とした第1 貯水槽への水の補給に使用する設備】  第2 貯水槽を水の補給源とした第1 貯水槽への水の補給に使用する設備について説明する	- 対象となる設備がないため記載事項なし	0	【第2貯水槽を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給に使用する設備】	
3. 2. 1			対象となる政備がないため記載学校なし		第2 貯水槽を水の補給源とした第1 貯水槽への水の補給に使用する設備について説明する	
	敷地外水源を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給	【敷地外水源を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給】			【敷地外水源を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給】	
3.3		敷地外水源を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給について説明する。	<ul><li>対象となる設備がないため記載事項なし</li></ul>	0	敷地外水源を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給について説明する。	
	敷地外水源を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給に使用する設備及び関連設備の系統設計	【敷地外水源を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給に使用する設備】			Edit of the Lawrence of the Asset Control of the Co	
3. 3. 1		敷地外水源を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給に使用する設備ついて説明する。	<ul><li>対象となる設備がないため記載事項なし</li></ul>	0	【敷地外水源を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給に使用する設備】 敷地外水源を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給に使用する設備ついて説明する。	
	再処理施設に関する図面				- ANY HIPPET DO NOT ANY MARKET OF SHAPE	
VI-2	ヤアペシ土ル地以下 - 肉 y 'シロ山田					
	系統図	【系統図】			िक ध्याला ।	
VI-2-3		水の供給設備の系統図を示す。	<ul><li>対象となる設備がないため記載事項なし</li></ul>	0	【系統図】 水の供給設備の系統図を示す。	
17.04	配置図	【配置図】	ALAS, 1 A. of 20,000 (Cally Land A) 200 (Cally Land A)			
VI-2-4		水の供給設備の配置図を示す。	<ul><li>対象となる設備がないため記載事項なし</li></ul>	0	【配置図】 水の供給設備の配置図を示す。	
VI-2-5	構造図	【構造図】 水の供給設備の構造図を示す。	_ 対象とかる恐怖がかいため記載すると!	_	【構造図】	
VI-Z-0		小い内和以開の特互凶を不り。	- 対象となる設備がないため記載事項なし	0	水の供給設備の構造図を示す。	
					月 /例	

八例
・「申請回次」について
○、当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△:当該申請回次以前から記載しており、記載内容に変更がない項目
-:当該申請回次で記載しない項目

# 別紙4

添付書類の発電炉との比較

本添付書類は,発電炉に対応する添付書類がないこと から,発電炉との比較を行わない。

### VI-1-8-3 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に関する説明書

### 目 次

ペーシ	ン
1. 概要 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
2. 基本方針 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1
3. 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3.1 重大事故等への対処に必要となる水源の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3.1.1 重大事故等への対処に必要となる水源の確保に使用する設備及び関連設備の系	不
統設計	2
3.1.1.1 水供給設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3.1.1.1.1 水供給設備の系統設計方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3.1.1.1.2 水供給設備の環境条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3.1.1.2 計測制御設備	3
3.2 第2貯水槽を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3.2.1 第2貯水槽を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給に使用する設備及び関	
連設備の系統設計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3.2.1.1 水供給設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3.2.1.1.1 水供給設備の系統設計方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3.2.1.1.2 水供給設備の環境条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3. 2. 1. 2 補機駆動用燃料補給設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3.2.1.3 計測制御設備	5
3.3 敷地外水源を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
3.3.1 敷地外水源を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給に使用する設備及び関	目
連設備の系統設計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
3.3.1.1 水供給設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
3.3.1.1.1 水供給設備の系統設計方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
3.3.1.1.2 水供給設備の環境条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
3.3.1.2 補機駆動用燃料補給設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
3.3.1.3 計測制御設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6

#### 1. 概要

本章は、重大事故等への対処に必要となる水の供給設備の基本設計方針、重大事故等への対処に必要となる水の供給設備及び関連設備の系統設計方針並びに重大事故等への対処に必要となる水の供給設備の環境条件について説明するものである。

#### 2. 基本設計方針

設計基準事故への対処に必要な水源とは別に、重大事故等への対処に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、重大事故等対処設備に対して重大事故等への対処に必要となる十分な量の水を供給できる重大事故等対処設備として、水供給設備を設ける設計とする。

重大事故等が発生し、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に係る蒸発乾固への対処、燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能の喪失若しくは燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合の対処、燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合の燃料貯蔵プール等への水のスプレイ、大気中への放射性物質の放出を抑制するための対処、工場等外への放射線の放出を抑制するための対処及び再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災へ対応するための対処並びに重大事故等への対処を継続するために水を補給する対処が発生した場合において、対処に必要となる水源を確保するために水使給設備を設ける設計とする。

水供給設備は、第1貯水槽、第2貯水槽、大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース、ホース展張車及び運搬車で構成し、重大事故等への対処に必要となる十分な量の水を供給できる設計とする。

重大事故等への対処に必要な水を供給するための対処として、水供給設備の他、計測制御設備の可搬型貯水槽水位計(ロープ式)、可搬型貯水槽水位計(電波式)及び可搬型第1貯水槽給水流量計並びに補機駆動用燃料補給設備の第1軽油貯槽、第2軽油貯槽及び軽油用タンクローリを使用する設計とする。

水供給設備の一部である第1貯水槽は,第1保管庫・貯水所の地下に設置する設計とする。

第1保管庫・貯水所の主要構造は、地上2階の建物とする設計とする。また、第1保管庫・貯水所は、1階に保管エリアを有する設計とする。

水供給設備の一部である第2貯水槽は,第2保管庫・貯水所の地下に設置する設計とする。

第2保管庫・貯水所の主要構造は、地上2階の建物とする設計とする。また、第2保管

庫・貯水所は、1階に保管エリアを有する設計とする。

補機駆動用燃料補給設備の一部である第1軽油貯槽及び第2軽油貯槽を常設重大事故 等対処設備として設置する。

補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油用タンクローリ及び燃料補給用可搬型ホース並びに計測制御設備の一部である可搬型貯水槽水位計(ロープ式),可搬型貯水槽水位計(電波式)及び可搬型第1貯水槽給水流量計を可搬型重大事故等対処設備として配備する。

- 3. 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備
- 3.1 重大事故等への対処に必要となる水源の確保

重大事故等への対処に必要となる水源の確保については、重大事故等対処設備として設ける水供給設備のうち、重大事故等への対処に必要となる水源として、第1貯水槽及び第2貯水槽を設置することで重大事故等への対処に必要となる十分な量の水を確保する。また、敷地外水源から大型移送ポンプ車を用いて取水することにより、敷地外水源の水を水源として使用する。

- 3.1.1 重大事故等への対処に必要となる水源の確保に使用する設備及び関連設備の系 統設計
  - 3.1.1.1 水供給設備
  - 3.1.1.1.1 水供給設備の系統設計方針

重大事故等への対処に必要となる水源を確保するため、水供給設備として 第1 貯水槽及び第2 貯水槽を設置する設計とする。

第1貯水槽は、重大事故等への対処するための水源として使用する。

第2貯水槽は,重大事故等への対処を継続するために,第1貯水槽へ水を補給する場合の水源として使用する。

主要な設備は、以下のとおりである。

- (1) 常設重大事故等対処設備
  - 第1貯水槽
  - ・第2貯水槽
- 3.1.1.1.2 水供給設備の環境条件
  - (1) 温度条件

蒸発乾固への対処に使用する水源

• 第 1 貯水槽 60℃

(重大事故等時の崩壊熱除去に使用する内部流体温度 29℃)

上記以外の重大事故等における水源

- ·第1貯水槽 40℃
- 第 2 貯水槽 40℃
- (2) 圧力条件
  - •第1貯水槽 静水頭
  - •第2貯水槽 静水頭
- (3) 湿度条件
  - •第1貯水槽 100%
  - 第 2 貯水槽 100%

#### 3.1.1.2 計測制御設備

重大事故等への対処に必要となる水源の確保を実施する際に以下の計測で使用する。

・重大事故等への対処に必要となる水源の状態確認のため,第1貯水槽及び 第2貯水槽の水位を計測する。

その設計方針については、「VI-1-4-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」に示す。

主要な設備は、以下のとおりである。

- (1) 可搬型重大事故等対処設備
  - ・可搬型貯水槽水位計(ロープ式)
  - 可搬型貯水槽水位計(電波式)

#### 3.2 第2貯水槽を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給

第2貯水槽を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給として、燃料貯蔵プール等への水のスプレイの対処、放水設備による大気中への放射性物質の放出抑制の対処又は燃料貯蔵プール等への大容量の注水による工場等外への放射線の放出抑制への対処のいずれかの対処を継続して行う必要がある場合、第1貯水槽へ水を補給するために第2貯水槽を使用するための経路を構築する。

第1貯水槽を水源とした対処を継続するために,第2貯水槽から第1貯水槽へ水を 補給するため,大型移送ポンプ車を第2貯水槽近傍に設置し,可搬型建屋外ホースを第 2貯水槽から第1貯水槽まで敷設し,可搬型建屋外ホースを第1貯水槽の取水箇所に 設置した上で,大型移送ポンプ車を起動することで,第1貯水槽へ水を補給し,第1貯 水槽を水源とした対処を継続できる設計とする。

系統概要図を第3-2図に示す。

3.2.1 第2貯水槽を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給に使用する設備及び関

連設備の系統設計

#### 3.2.1.1 水供給設備

#### 3.2.1.1.1 水供給設備の系統設計方針

重大事故等への対処を継続して行うために、重大事故等へ対処する水源である第1貯水槽へ水を補給するため、第2貯水槽の水を大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースを経由して、第1貯水槽へ補給できる設計とする。

主要な設備は、以下のとおりである。

- (1) 常設重大事故等対処設備
  - 第1貯水槽
  - ·第2貯水槽
- (2) 可搬型重大事故等対処設備
  - ・大型移送ポンプ車
  - ・可搬型建屋外ホース
  - ・ホース展張車
  - 運搬車

#### 3.2.1.1.2 水供給設備の環境条件

(1) 温度条件

第2貯水槽を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給の内部流体温度は、 大型移送ポンプ車により第2貯水槽から供給される水の温度を上回る重大事 故等時における使用時の値である40℃とする。

(2) 圧力条件

第2貯水槽を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給の内部流体圧力は, 大型移送ポンプ車により第2貯水槽から供給される水の重大事故等時におけ る使用時の値である1.4MPaとする。

(3) 湿度条件

内部流体の湿度 100%

#### 3.2.1.2 補機駆動用燃料補給設備

水供給設備の大型移送ポンプ車、ホース展張車及び運搬車で使用する軽油 を補給するために使用する。

その設計方針については、「VI-1-8-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書」に示す。

主要な設備は、以下のとおりである。

- (1) 常設重大事故等対処設備
  - ·第1軽油貯槽

- •第2軽油貯槽
- (2) 可搬型重大事故等対処設備
  - 軽油用タンクローリ
  - ・燃料補給用可搬型ホース

#### 3.2.1.3 計測制御設備

第2 貯水槽を水の補給源とした第1 貯水槽への水の補給を実施する際に以下の計測で使用する。

- ・第1貯水槽への水の補給の成否判断,第1貯水槽へ水の補給ができている ことの確認及び第2貯水槽から第1貯水槽への水の補給停止判断のため, 貯水槽の水位を計測する。
- ・第1貯水槽への水の補給の成否判断,第1貯水槽への給水流量の調整及び 第1貯水槽へ水の補給ができていることの確認のため,貯水槽へ補給す る水の流量を計測する。

その設計方針については、「VI-1-4-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」に示す。

主要な設備は、以下のとおりである。

- (1) 可搬型重大事故等対処設備
  - ・可搬型貯水槽水位計 (ロープ式)
  - ·可搬型貯水槽水位計(電波式)
  - ·可搬型第1貯水槽給水流量計
- 3.3 敷地外水源を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給

敷地外水源を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給として,第2貯水槽から第 1貯水槽への水の補給するための経路の構築が完了した後,敷地外水源から第1貯水 槽への水の補給するための経路を構築する。

第1貯水槽を水源とした対処を継続するために、敷地外水源から第1貯水槽へ水を補給するため、大型移送ポンプ車を敷地外水源に設置し、可搬型建屋外ホースを敷地外水源から第1貯水槽まで敷設し、可搬型建屋外ホースを第1貯水槽の取水箇所に設置した上で、大型移送ポンプ車を起動することで、第1貯水槽へ水を補給でき、第1貯水槽を水源とした対処を継続できる設計とする。

系統概要図を第3-3図に示す。

- 3.3.1 敷地外水源を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給に使用する設備及び関連設備の系統設計
  - 3.3.1.1 水供給設備

#### 3.3.1.1.1 水供給設備の系統設計方針

重大事故等への対処を継続して行うために、重大事故等へ対処する水源である第1貯水槽へ水を補給するため、敷地外水源から水を大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースを経由して、第1貯水槽へ補給できる設計とする。

主要な設備は、以下のとおりである。

- (1) 常設重大事故等対処設備
  - 第1貯水槽
- (2) 可搬型重大事故等対処設備
  - ・大型移送ポンプ車
  - ・可搬型建屋外ホース
  - ・ホース展張車
  - 運搬車

#### 3.3.1.1.2 水供給設備の環境条件

(1) 温度条件

敷地外水源を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給の内部流体温度は、 大型移送ポンプ車により敷地外水源から供給される水の温度を上回る重大 事故等時における使用時の値である40℃とする。

(2) 圧力条件

敷地外水源を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給の内部流体圧力は, 大型移送ポンプ車により敷地外水源から供給される水の重大事故等時におけ る使用時の値である1.4MPaとする。

(3) 湿度条件

内部流体の湿度 100%

#### 3.3.1.2 補機駆動用燃料補給設備

水供給設備の大型移送ポンプ車、ホース展張車及び運搬車で使用する軽油 を補給するために使用する。

その設計方針については、「VI-1-8-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書」に示す。

主要な設備は、以下のとおりである。

- (1) 常設重大事故等対処設備
  - ·第1軽油貯槽
  - ·第2軽油貯槽
- (2) 可搬型重大事故等対処設備
  - 軽油用タンクローリ

・燃料補給用可搬型ホース

#### 3.3.1.3 計測制御設備

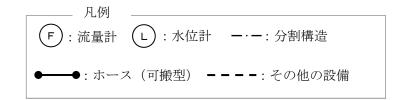
敷地外水源を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給を実施する際に以下の計測で使用する。

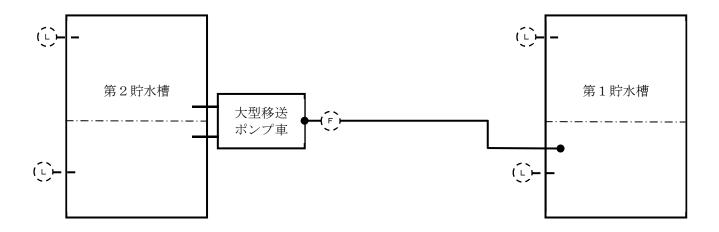
- ・第1貯水槽への水の補給の成否判断,第1貯水槽へ水の補給ができている ことの確認のため、貯水槽の水位を計測する。
- ・第1貯水槽への水の補給の成否判断,第1貯水槽への給水流量の調整及び 第1貯水槽へ水の補給ができていることの確認のため,貯水槽へ補給す る水の流量を計測する。

その設計方針については、「VI-1-4-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」に示す。

主要な設備は、以下のとおりである。

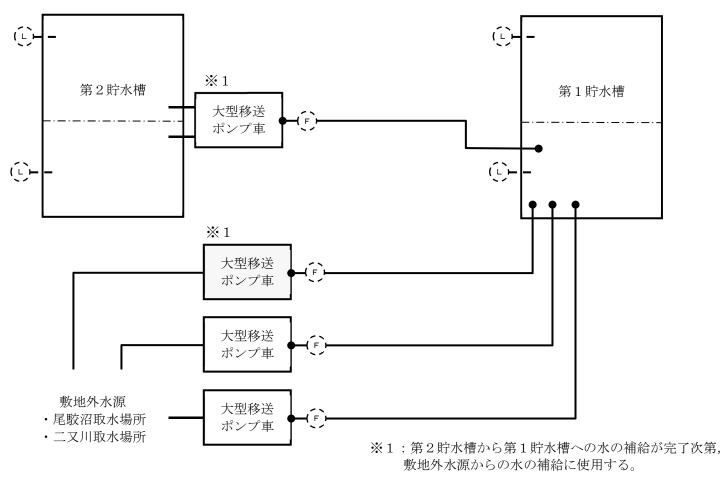
- (1) 可搬型重大事故等対処設備
  - ・可搬型貯水槽水位計 (ロープ式)
  - 可搬型貯水槽水位計(電波式)
  - ·可搬型第1貯水槽給水流量計





第3.2図 第2貯水槽を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給の系統概要図





第3.3 図 敷地外水源を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給の系統概要図

# 別紙5

補足説明すべき項目の抽出

	基本設計方針	添付書類	補足すべき事項
1	第2章 個別項目 7. その他再処理設備の附属施設 7.3 その他の主要な事項 7.3.8 水供給設備  水供給設備の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「2. 地盤」、「3. 自然現象等」、「4. 閉じ込めの機能」、「5. 火災等による損傷の防止」、「6. 再処理施設内における溢水による損傷の防止」、「7. 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」及び「9. 設備に対する要求」に基づくものとする。		※補足すべき事項の対象なし
2	設計基準事故への対処に必要な水源とは別に、重大事故等への対処に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、重大事故等対処設備に対して重大事故等への対処に必要となる十分な量の水を供給できる重大事故等対処設備として、水供給設備を設ける設計とする。  「重大事故等が発生し、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に係る蒸発乾固への対処、燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能の喪失若、への対処に必要となるしくは燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合の対処、燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合の対処、燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が設定した場合の燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が設定した場合の燃料貯蔵プール等への水のスプレイ、大気中への放射性物質の放出を抑制す	八石しくは然行列隊2 / デザウンナが快ないとの開えていい。 2 (1872年)   12 (1872年)   13 (1871年)   14 (1872年)   13 (1871年)   14 (1872年)   15 (1872年)   16 (1872年)   17 (1872年)   18 (187244)   18 (187244)   18 (187244)   18 (187244)   18 (187244)   18 (187244)   18 (187244)   18 (187244)   18 (187244)   18 (187244)   18 (187244)   18 (187244)   18 (187244)   18 (187244)   18 (187244)   18 (187244)   18 (187244)   18 (187244)   18 (187244)   18 (187244)   18 (187244)   18 (187244)   18 (187244)   18 (187244)   18 (187244)   18 (187244)   18 (187244)   18 (187244)   18 (187244)   18 (187244)   18 (187244)   18 (187244)   18 (187244)   18 (187244)   18 (187244)   18 (187244)   18 (187244)   18 (187244)   18 (187244)   18 (187244)   18 (187244)   18 (187244)   18 (187244)   18 (187244)   18 (187244)   18 (187244)   18	
4	るための対処,工場等外への放射線の放出を抑制するための対処及び再処理施設の各建物周辺における VI-2-3 系統図 航空機衝突による航空機燃料火災,化学火災へ対応するための対処並びに重大事故等への対処を継続す VI-2-4 配置図 るために水を補給する対処が発生した場合において,対処に必要となる水源を確保するために水供給設 VI-2-5 構造図 備を設ける設計とする。 水供給設備は,第1貯水槽,第2貯水槽,大型移送ポンプ車,可搬型建屋外ホース,ホース展張車及び 運搬車で構成し,重大事故等への対処に必要となる十分な量の水を供給できる設計とする。	の対処を継続するために水を補給する対処が発生した場合において、対処に必要となる水源を確保するために水供給設備を設ける設計とする。水供給設備は、第1貯水槽、第2貯水槽、大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース、ホース展張車及び運搬車で構成し、重大事故等への対処に必要となる十分な量の水を供給できる設計とする。 【V-2-3 系統図、V-2-4 配置図、V-2-5 構造図】 ・水供給設備の系統構成、設置場所について、系統図、配置図にて説明する。 ・水供給設備の構造について、構造図にて説明する。	
5	重大事故等への対処に必要な水を供給するための対処として、水供給設備の他、計測制御設備の可搬型 貯水槽水位計等並びに補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽及び軽油用タンクローリを使用する設計とす る。なお、計測制御設備については第2章 個別項目の「4.1 計測制御設備」に、補機駆動用燃料補 給設備については第2章 個別項目の「7.1.1 電気設備」の「7.1.1.11 補機駆動用燃料補給設備」 に示す。	【3.1.1 重大事故等への対処に必要となる水源の確保に使用する設備及び関連設備の系統設計3.1.1.2 計測制御設備】 【3.2.1 第2貯水槽を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給に使用する設備及び関連設備の系統設計3.2.1.3 計測制御設備】 【3.3.1 敷地外水源を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給に使用する設備及び関連設備の系統設計3.3.1.3 計測制御設備】 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に使用する計測制御設備について説明する。 【3.2.1 第2貯水槽を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給に使用する設備及び関連設備の系統設計3.2.1.2 補機駆動用燃料補給設備】 【3.3.1 敷地外水源を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給に使用する設備及び関連設備の系統設計3.2.1.2 補機駆動用燃料補給設備】 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に使用する補機駆動用燃料補給設備了重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に使用する補機駆動用燃料補給設備了重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に使用する補機駆動用燃料補給設備について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
6	水源からの水の移送ルート及び移送のために用いる設備については、第2章 個別項目の「7.2.2 冷 却水設備」の「7.2.2.3 代替安全冷却水系」、「1.2.1 使用済燃料貯蔵設備」の「1.2.1.6 代替注 水設備」及び「1.2.1.7 スプレイ設備」並びに「7.3.7 放出抑制設備」の「7.3.7.1 放水設備」及 び「7.3.7.2 注水設備」に示す。		※補足すべき事項の対象なし
7	重大事故等への対処に必要となる水源を確保するため、水供給設備には第1貯水槽及び第2貯水槽を設置する設計とする。  VI-1-8-3 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に関する。	【3. 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備】 【3.1 重大事故等への対処に必要となる水源の確保 3.1.1 重大事故等への対処に必要となる水源の確保に使用する設備及び関連設備の系統設計 3.1.1.1 水供給設備】 重大事故等への対処に必要となる水源を確保するため、水供給設備として第1貯水槽及び第2貯水槽を設置する設計とする。 第1貯水槽は、重大事故等への対処するための水源として使用する。 第2貯水槽は、重大事故等への対処するために、第1貯水槽へ水を補給する場合の水源として使用する。	
8	水供給設備の一部である第1貯水槽は、第1保管庫・貯水所の地下に設置する設計とする。 第1保管庫・貯水所の主要構造は、地上2階の建物とする設計とする。 また、第1保管庫・貯水所は、1階に保管エリアを有する設計とする。	【2. 基本方針】 水供給設備の一部である第1貯水槽は,第1保管庫・貯水所の地下に設置する設計とする。 第1保管庫・貯水所の主要構造は,地上2階の建物とする設計とする。また,第1保管庫・貯水所は,1階に保管エリアを有する設計とする。	※補足すべき事項の対象なし

	基本設計方針		添付書類	補足すべき事項
9	第1保管庫・貯水所は、MOX燃料加工施設と共用する。 MOX燃料加工施設と共用する第1保管庫・貯水所は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し、第1貯水槽を設置できる十分な容量を有する設計とすることで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。また、第1保管庫・貯水所の保管エリアは、再処理施設及びMOX燃料加工施設の必要な重大事故等対処設備が十分保管できる容量を有する設計とすることで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	VI-1-1-4-2 重大事故 等対処設備が使用され る条件の下における健 全性に関する説明書	【3. 多様性,位置的分散,悪影響防止等 (2) 悪影響防止】 重大事故等対処設備は,再処理事業所内の他の設備(安全機能を有する施設,当該重大事故等対処設 備以外の重大事故等対処設備,MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含 む。)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。 (以下省略)	※補足すべき事項の対象なし
10	所供和設備の一部である弟と財が僧は、弟と体官庫・財が別の地でに設直する設計とする。   第2保管庫・貯水所の主要構造は、地上2階の建物とする設計とする。   また 第3保管庫・貯水所は 1 既に保管エリマを方する設計とする。	水の供給設備に関する	【2. 基本方針】 水供給設備の一部である第2貯水槽は,第2保管庫・貯水所の地下に設置する設計とする。 第2保管庫・貯水所の主要構造は,地上2階の建物とする設計とする。また,第2保管庫・貯水所 は,1階に保管エリアを有する設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
11	第2保管庫・貯水所は、MOX燃料加工施設と共用する。 MOX燃料加工施設と共用する第2保管庫・貯水所は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し、第2貯水槽を設置できる十分な容量を有する設計とすることで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。また、第2保管庫・貯水所の保管エリアは、再処理施設及びMOX燃料加工施設の必要な重大事故等対処設備が十分保管できる容量を有する設計とすることで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	VI-1-1-4-2 重大事故 等対処設備が使用され る条件の下における健 全性に関する説明書	【3. 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等 (2) 悪影響防止】 重大事故等対処設備は, 再処理事業所内の他の設備(安全機能を有する施設, 当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備, MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。 (以下省略)	※補足すべき事項の対象なし
12	重大事故等への対処を継続して行うために、重大事故等へ対処する水源である第1貯水槽へ水を補給するため、第2貯水槽の水を大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースを経由して、第1貯水槽へ補給できる設計とする。	VI-1-8-3 重大事故等 への対処に必要となる	【3.2 第2貯水槽を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給 3.2.1 第2貯水槽を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給に使用する設備及び関連設備の系統設計 3.2.1.1 水供給設備】重大事故等への対処を継続して行うために、重大事故等へ対処する水源である第1貯水槽へ水を補給するため、第2貯水槽の水を大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースを経由して、第1貯水槽へ補給できる設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
13			【3.3 敷地外水源を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給3.3.1 敷地外水源を水の補給源とした第1貯水槽への水の補給に使用する設備及び関連設備の系統設計3.3.1.1 水供給設備】 重大事故等への対処を継続して行うために、重大事故等へ対処する水源である第1貯水槽へ水を補給するため、敷地外水源から水を大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースを経由して、第1貯水槽へ補給できる設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
14	水供給設備は,MOX燃料加工施設と共用する。 MOX燃料加工施設と共用する水供給設備は,再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等 対処に同時に対処することを考慮し,十分な数量及び容量を確保することで,共用によって重大事故等 時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-4-2 重大事故 等対処設備が使用され	【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【3. 多様性,位置的分散,悪影響防止等 (2)悪影響防止】 重大事故等対処設備は,再処理事業所内の他の設備(安全機能を有する施設,当該重大事故等対処設 備以外の重大事故等対処設備,MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。 (以下省略)	※補足すべき事項の対象なし

	基本設計方針		添付書類	補足すべき事項	
15	水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、共通要因によって給水処理設備の純水貯槽と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に設置することにより、給水処理設備の純水貯槽と位置的分散を図る設計とする。また、水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、互いに位置的分散を図る設計とする。		【3. 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等 (1) 多様性, 位置的分散 b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備は, 共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は できます ませな せいご 使の ましません スタング はいます かいま といます かいま といます かいます といます といます かいます といます かいます といます かいます といます といます といます といます といます といます といます と	3 ナッキ車での製色が1	
16	水供給設備の大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースは、共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	VI-1-1-4-2 重大事故 等対処設備が使用され る条件の下における健 全性に関する説明書		E 9 へさ 事頃の刈家なし	
17	水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は,他の設備から独立して単独で使用可能とすることにより,他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。				
18	水供給設備の大型移送ポンプ車は,回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない 設計とする。				む。)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。
19	屋外に保管する水供給設備の大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースは、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。		(以下省略)		

	基本設計方針	添付書類	補足すべき事項
20	MOX燃料加工施設と共用する水供給設備の第1貯水槽は,重大事故等への対処に必要となる水を供給できる容量を有する設計とする。		
21	MOX燃料加工施設と共用する水供給設備の第2貯水槽は、大量の水が必要となる重大事故等への対処を継続させるために水供給設備の第1貯水槽へ水を補給できる容量を有する設計とする。		
22	MOX燃料加工施設と共用する水供給設備の大型移送ポンプ車は、重大事故等への対処に必要となる水を補給するために必要な容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。		
23	点検保守による待機除外時バックアップについては、同型設備である第2章 個別項目の「7.3.7 放出抑制設備」の「7.3.7.1 放水設備」の大型移送ポンプ車の点検保守による待機除外時バックアップと兼用する設計とする。	VI-1-1-3 設備別記載 【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】	
24	MOX燃料加工施設と共用する水供給設備の可搬型建屋外ホースは、重大事故等への対処に必要となる 流路を確保するため、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な数量を確保 する設計とする。	事項の設定根拠に関する説明書  【3. 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等 (2) 悪影響防止】  VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備は, 再処理事業所内の他の設備(安全機能を有する施設, 当該重大事故等対処設 備以外の重大事故等対処設備, MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含る条件の下における健 む。)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。	<可搬型建屋外ホースの数量の補足説明> ⇒可搬型建屋外ホースが適切な本数所持できていることについて補足 説明する。 ・[重事12]大型移送ポンプ車,可搬型中型移送ポンプ等に使用する 可搬型ホースの保有数の考え方について
25	MOX燃料加工施設と共用する水供給設備のホース展張車は、可搬型建屋外ホースを運搬できる設計とするとともに、保有数は、必要数として4台及び予備として故障時のバックアップを4台の合計8台を確保する設計とする。	全性に関する説明書(以下省略)	
26	点検保守による待機除外時バックアップについては、同型設備である第2章 個別項目の「7.2.2 冷却水設備」の「7.2.2.3 代替安全冷却水系」のホース展張車の点検保守による待機除外時バックアップと兼用する設計とする。		
27	MOX燃料加工施設と共用する水供給設備の運搬車は、可搬型建屋外ホースを運搬できる設計とするとともに、保有数は、必要数として4台及び予備として故障時のバックアップを4台の合計8台を確保する設計とする。		
28	点検保守による待機除外時バックアップについては、同型設備である第2章 個別項目の「7.2.2 冷却水設備」の「7.2.2.3 代替安全冷却水系」の運搬車の点検保守による待機除外時バックアップと兼用する設計とする。		

	基本設計方針		添付書類	補足すべき事項
29	水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、汽水による腐食を考慮した設計とする。			
30	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、第1章 共通項目の「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。		【4. 環境条件等 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備は,想定される重大事故等が発生した場合における温度,圧力,湿度,放射 線及び荷重を考慮し,その機能が有効に発揮できるよう,その設置場所(使用場所)に応じた耐環境性 を有する設計とする。 (以下省略)	※補足すべき事項の対象なし
31	水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水 所及び第2保管庫・貯水所に設置し、風(台風)等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわな い設計とする。			
32	水供給設備の大型移送ポンプ車は、汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。		【4. 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備は, 想定される重大事故等が発生した場合における温度, 圧力, 湿度, 放 射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう, その設置場所(使用場所)及び保管場所に	
33	また、水供給設備の大型移送ポンプ車は、ストレーナを設置することにより直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。		別様及い何単を考慮し、その機能が有効に発揮できるより、その設直場所(使用場所)及の保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。 (以下省略)	
34	屋外に保管する水供給設備の大型移送ポンプ車は、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。			
35		等対処設備が使用され	常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるお	※補足すべき事項の対象なし
36	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる水供給設備の大型移送ポンプ車は、第1章 共通項目の「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震 設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。。			
37	水供給設備の大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースは、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。		【4. 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。 (以下省略)	
38	水供給設備の大型移送ポンプ車は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な設計とする。		【4. 環境条件等 (5) 可搬型重大事故等対処設備の設置場所】 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備と の接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない設置場所の選定、当該設備の設置場所 への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計、遮蔽設備を有する中央制御室、使用 済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所で操作可能な設計により、当該設備の 設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。 (以下省略)	※補足すべき事項の対象なし
39	水供給設備の大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースは、簡便なコネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。		【5. 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性の確保】 重大事故等対処設備は、手順書の整備、訓練・教育により、想定される重大事故等が発生した場合に おいても、確実に操作でき、事業指定(変更許可)申請書「八、再処理施設において核燃料物質が臨界 状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制 の整備に関する事項」で考慮した要員数と想定時間内で、アクセスルートの確保を含め重大事故等に 対処できる設計とする。 (以下省略)	※補足すべき事項の対象なし

	基本設計方針	添付書類 補足すべき事項		
40	水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、通常時において、重大事故等への対処に必要な機能を確認するため、水位を定期的に確認することができる設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保修等が可能な設計とする。			
41		VI-1-1-4-2 重大事故 等対処設備が使用され る条件の下における健 全性に関する説明書	【5. 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 重大事故等対処設備は,通常時において,重大事故等への対処に必要な機能を確認するための試験又 は検査並びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できるよう,機能・性能の確認, 漏えいの有無の確認,分解点検等ができる構造とする。 (以下省略)	※補足すべき事項の対象なし
42	水供給設備の大型移送ポンプ車は、車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保修等が可能な設計とする。			

基本設計方針からの展開で抽出された補足説明が必要な項目	発電炉の補足説明資料の説明項目	展開要否	理由
VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に 関する説明書 【大型移送ポンプ事、可搬型 中型移送ポンプ等に使用する可搬型を屋外ホースの数量の補 可搬型ホースの保有数の考え 方について】 「重事12] 大型移送ポンプ車、可搬型中型移送ポンプ等に使用する可搬型 ホースの保有数の考え方について	【補足30-1】可搬型代替 注水大型ポンプ,可搬型 代替注水中型ポンプに使用する可搬型ホースの保有数の考え 用する可搬型ホースの保 有数の考え方について	0	

【可搬型建屋外ホースの数量】に係る補足説明について ⇒基本設計方針からの展開で抽出された補足すべき事項と発電炉の補足説明資料の説明項目を比 較した結果、追加で補足すべき事項はない。

東海第二発電所 補足説明資料	再処理施設 補足説明資料	記載概要	補足説明		申請回	回次	
米海第二光电剂 柵足就的貝科	行処理應故 簡足試別資料	記収例女	すべき事項	1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要
【補足30-1】可搬型代替注水大型ポンプ,可 搬型代替注水中型ポンプに使用する可搬型 ホースの保有数の考え方について	大型移送ポンプ車, 可搬型中型移送ポンプ等 に使用する可搬型ホースの保有数の考え方に ついて	可搬型建屋外ホースの必要数、保有数の考え方について 示す。	[重事12]	_	対象となる設備がないため、記載事項なし	0	可機型建屋外ホースの必要数、保有数の考え方について

- 凡例

  ・「申請回次」について
  ○:当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目

  △:当該申請回次の前から記載しており、記載内容に変更がない項目

  一:当該申請回次で記載しない項目

# 別紙6

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

### 変 更 前 変 更 後 第2章 個別項目 第2章 個別項目 7 その他再処理設備の附属施設 7 その他再処理設備の附属施設 7.3 その他の主要な事項 7.3.8 水供給設備 水供給設備の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「2. 地盤」、「3. 自然現 象等」、「4. 閉じ込めの機能」、「5. 火災等による損傷の防止」、「6. 再処理施設内における溢水による 損傷の防止」,「7. 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」及び「9. 設備に対する 要求」に基づくものとする。 設計基準事故への対処に必要な水源とは別に, 重大事故等への対処に必要となる十分な量の水を有す る水源を確保することに加えて、重大事故等対処設備に対して重大事故等への対処に必要となる十分な 量の水を供給できる重大事故等対処設備として、水供給設備を設ける設計とする。 重大事故等が発生し、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高 レベル廃液ガラス固化建屋に係る蒸発乾固への対処、燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能の喪失 若しくは燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が 低下した場合の対処、燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等 の水位が異常に低下した場合の燃料貯蔵プール等への水のスプレイ、大気中への放射性物質の放出を抑 制するための対処、工場等外への放射線の放出を抑制するための対処及び再処理施設の各建物周辺にお ける航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災へ対応するための対処並びに重大事故等への対処を継 続するために水を補給する対処が発生した場合において、対処に必要となる水源を確保するために水供 給設備を設ける設計とする。 水供給設備は、第1貯水槽、第2貯水槽、大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース、ホース展張車及 び運搬車で構成し、重大事故等への対処に必要となる十分な量の水を供給できる設計とする。 重大事故等への対処に必要な水を供給するための対処として、水供給設備の他、計測制御設備の可搬 型貯水槽水位計等並びに補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽及び軽油用タンクローリを使用する設計 とする。なお、計測制御設備については第2章 個別項目の「4.1 計測制御設備」に、補機駆動用燃料 補給設備については第2章 個別項目の「7.1.1 電気設備」の「7.1.1.11 補機駆動用燃料補給設備」 に示す。 水源からの水の移送ルート及び移送のために用いる設備については、第2章 個別項目の「7.2.2 冷 却水設備」の「7.2.2.3 代替安全冷却水系」,「1.2.1 使用済燃料貯蔵設備」の「1.2.1.6 代替注水設 備」及び「1.2.1.7 スプレイ設備」並びに「7.3.7 放出抑制設備」の「7.3.7.1 放水設備」及び「7.3.7.2 注水設備」に示す。 重大事故等への対処に必要となる水源を確保するため、水供給設備には第1貯水槽及び第2貯水槽を 設置する設計とする。 水供給設備の一部である第1貯水槽は、第1保管庫・貯水所の地下に設置する設計とする。 第1保管庫・貯水所の主要構造は、地上2階の建物とする設計とする。また、第1保管庫・貯水所は、

変更前	変更後
	1階に保管エリアを有する設計とする。
	第1保管庫・貯水所は、MOX燃料加工施設と共用する。
	MOX燃料加工施設と共用する第1保管庫・貯水所は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における
	重大事故等対処に同時に対処することを考慮し、第1貯水槽を設置できる十分な容量を有する設計とす
	ることで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。
	また、第1保管庫・貯水所の保管エリアは、再処理施設及びMOX燃料加工施設の必要な重大事故等対
	処設備が十分保管できる容量を有する設計とすることで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及
	ぼさない設計とする。
	水供給設備の一部である第2貯水槽は、第2保管庫・貯水所の地下に設置する設計とする。
	第2保管庫・貯水所の主要構造は、地上2階の建物とする設計とする。また、第2保管庫・貯水所は、
	1階に保管エリアを有する設計とする。
	第2保管庫・貯水所は、MOX燃料加工施設と共用する。
	MOX燃料加工施設と共用する第2保管庫・貯水所は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における
	重大事故等対処に同時に対処することを考慮し、第2貯水槽を設置できる十分な容量を有する設計とす
	ることで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。
	また、第2保管庫・貯水所の保管エリアは、再処理施設及びMOX燃料加工施設の必要な重大事故等対
	処設備が十分保管できる容量を有する設計とすることで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及
	ぼさない設計とする。
	重大事故等への対処を継続して行うために、重大事故等へ対処する水源である第1貯水槽へ水を補給
	するため、第2貯水槽の水を大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースを経由して、第1貯水槽へ補給
	できる設計とする。
	重大事故等への対処を継続して行うために、重大事故等へ対処する水源である第1貯水槽へ水を補給
	するため、敷地外水源から水を大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースを経由して、第1貯水槽へ補
	給できる設計とする。
	水供給設備は、MOX燃料加工施設と共用する。
	MOX燃料加工施設と共用する水供給設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故
	等対処に同時に対処することを考慮し、十分な数量及び容量を確保することで、共用によって重大事故
	等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。
	水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、共通要因によって給水処理設備の純水貯槽と同時にその
	機能が損なわれるおそれがないように、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に設置することに
	より、給水処理設備の純水貯槽と位置的分散を図る設計とする。
	また、水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、互いに位置的分散を図る設計とする。
	水供給設備の大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースは、共通要因によって同時にその機能が損な
	われるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、
	前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建

変更前	変更後
	屋から 100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を
	図る設計とする。
	水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、他の設備から独立して単独で使用可能とすることによ
	り、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。
	水供給設備の大型移送ポンプ車は、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさな
	い設計とする。
	屋外に保管する水供給設備の大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースは、竜巻により飛来物となら
	ないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。
	MOX燃料加工施設と共用する水供給設備の第1貯水槽は、重大事故等への対処に必要となる水を供
	給できる容量を有する設計とする。
	MOX燃料加工施設と共用する水供給設備の第2貯水槽は、大量の水が必要となる重大事故等への対
	処を継続させるために水供給設備の第1貯水槽へ水を補給できる容量を有する設計とする。
	MOX燃料加工施設と共用する水供給設備の大型移送ポンプ車は、重大事故等への対処に必要となる
	水を補給するために必要な容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時
	のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。
	点検保守による待機除外時バックアップについては,同型設備である第2章 個別項目の「7.3.7 放
	出抑制設備」の「7.3.7.1 放水設備」の大型移送ポンプ車の点検保守による待機除外時バックアップと
	兼用する設計とする。
	MOX燃料加工施設と共用する水供給設備の可搬型建屋外ホースは、重大事故等への対処に必要とな
	る流路を確保するため、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な数量を確
	保する設計とする。
	MOX燃料加工施設と共用する水供給設備のホース展張車は、可搬型建屋外ホースを運搬できる設計
	とするとともに、保有数は、必要数として4台及び予備として故障時のバックアップを4台の合計8台
	を確保する設計とする。
	点検保守による待機除外時バックアップについては、同型設備である第2章 個別項目の「7.2.2 冷
	却水設備」の「7.2.2.3 代替安全冷却水系」のホース展張車の点検保守による待機除外時バックアップ
	と兼用する設計とする。
	MOX燃料加工施設と共用する水供給設備の運搬車は、可搬型建屋外ホースを運搬できる設計とする
	とともに、保有数は、必要数として4台及び予備として故障時のバックアップを4台の合計8台を確保
	する設計とする。
	点検保守による待機除外時バックアップについては、同型設備である第2章 個別項目の「7.2.2 冷
	却水設備」の「7.2.2.3 代替安全冷却水系」の運搬車の点検保守による待機除外時バックアップと兼用
	する設計とする。
	水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、汽水による腐食を考慮した設計とする。
	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水

変更前	変更後
	槽は,第1章 共通項目の「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.7 地震を要因とする重大事故等に対
	する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計と
	する。
	水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯
	水所及び第2保管庫・貯水所に設置し、風(台風)等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわ
	ない設計とする。
	水供給設備の大型移送ポンプ車は、汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。また、
	水供給設備の大型移送ポンプ車は、ストレーナを設置することにより直接取水する際の異物の流入防止
	を考慮した設計とする。
	屋外に保管する水供給設備の大型移送ポンプ車は、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜
	巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。
	屋外に保管する水供給設備の可搬型建屋外ホースは、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び
	竜巻による風荷重を考慮し、収納するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設
	計とする。
	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる水供給設備の大型移送ポンプ車は,第1
	章 共通項目の「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の
	耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。
	水供給設備の大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースは、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保
	管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な
	機能を損なわない設計とする。
	水供給設備の大型移送ポンプ車は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がな
	いように、線量率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な設計とする。
	水供給設備の大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースは、簡便なコネクタ接続に統一することによ
	り、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。
	水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は,通常時において,重大事故等への対処に必要な機能を確
	認するため、水位を定期的に確認することができる設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、
	保修等が可能な設計とする。
	水供給設備の大型移送ポンプ車は、通常時において、重大事故等への対処に必要な機能を確認するた
	め、外観点検、員数確認、性能確認、分解点検等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持す
	るため、保修等が可能な設計とする。
	水供給設備の大型移送ポンプ車は、車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。
	また、当該機能を健全に維持するため、保修等が可能な設計とする。